

議事日程第四号

令和六年二月二十二日(木曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原幸子

三十五番	工藤嘉範	三十六番	加藤欽一
三十七番	三浦英一	三十八番	柴田正敏
三十九番	川口一	四十番	鶴田有司
四十一番	鈴木洋一		

出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原幸子
三十五	工藤嘉範	三十六	加藤欽一
三十七	三浦英一	三十八	柴田正敏
三十九	川口一	四十	鶴田有司
四十一	鈴木洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 佐竹敬久

副知事 神部秀行

副知事 猿田和三

理事 佐々木薫

理事 丹治純子

総務部長 長嶋直哉

総務部危機管理監(兼) 伊藤真人

企画振興部長 久米寿

あきた未来創造部長 水澤里利

観光文化スポーツ部長 石黒道人

健康福祉部長 高橋一也

生活環境部長 川村之聡

農林水産部長 齋藤正和

産業労働部長 石川定人

建設部長 川辺透

会計管理者(兼) 小西弘紀

出納局長 齋藤大幸

財政課長 齊藤大幸

教育委員会教育長 安田浩幸

警察本部長 森田正敏

●議長(北林丈正議員) これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

本日は、十八番小野一彦議員、十五番住谷達議員及び十四番宇佐見康人議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(北林丈正議員) 御異議ないものと認めます。まず、十八番小野一彦議員の発言を許します。

【十八番(小野一彦議員)登壇】(拍手)

●十八番(小野一彦議員) おはようございます。自由民主党会派の小野一彦でございます。

このたびは一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

そして、能登半島地震で亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表します。そして、厳しい状況の中で生活をしていらっしゃる被災地の皆様の一刻も早い生活、そして生業の安定、復興をお祈り申し上げます。地震大国の――地震列島のこの同胞の一員として――住んでいる同胞の一員として、自分自身でも何かできることはないかということに常に想起しながら実践してまいりたいと思います。

このたびの質問におきましては、令和五年五月八日に五類感染症に移行になりましたコロナ、このコロナ禍の三年間が私たちの大事な大事な宝である子どもたちに与えた影響、そのことをテーマにしたいと思えます。あの三年間、三密回避、そしてステイホーム、あの三年間で子どもたちは親戚、家族が集まってファミリーストーリーを語る時間もない。そしていろいろな人と会って対話をする、いろいろな体験をする機会も

なかった。これはやむを得ないことではあります。そしてその受皿として、これも決して否定できることではないのですけれども、デジタルが受皿となった。それで、この部分についてそのまま新しい令和六年度の時代をスタートさせるのではなくて、やはりいま一度、子どもたちへのいろいろな影響、あるいは良かったこと、そういうことをもう一度この時期に立ち返って考えなければいけないのではないかと。そのような気持ちで、このたびの一般質問におきましては、デジタル社会におけるリスクの共有と、そして次の世代の子どもたちをいかに育てていくかということをテーマとして一般質問したいと思えます。

十二月議会で「ひきこもり対策の在り方」について質問いたしました。県の調査によれば、「ひきこもりに至った経緯」として十代では「不登校」が八五・七％でした。

不登校の原因について文部科学省の調査結果によりますと、「無気力・不安、生活のリズムの乱れ等といった本人に係る状況」が小・中学校全体で六割を超えています。総括審査で秋田県の不登校の原因について教育長にお尋ねしたところ、概ね同様であるとお答えでした。

この不登校の原因として挙げられる「無気力」や「生活リズムの乱れ」については様々なケースがあると思いますが、直接的あるいはそれを助長した原因として、スマホやゲーム依存、もしくは依存には至らないまでも長時間使用する習慣がコロナ禍の三年で拡大していたことが大きいのではないかと考え、こうした問題意識から、先ほど申し上げましたように昨年十二月から調査をスタートいたしました。

まず、コロナ禍前後のインターネットの利用状況です。

総務省の「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によりますと、平成二十六年時点で平日における動画・SNS・ゲームなどインターネットの利用時間は全世代平均で八十三・六分でした。その後コロナ禍前までは各年度十分前後の伸びにとどまっていたところ、令和二年の調査では百六十八・四分と大幅に増えました。これは、

この年の春に始まったコロナ禍で「ステイホーム」の時間が長くなり、利用時間も長くなったことが背景として考えられます。令和四年では、全世代平均で百七十五・二分、年代別には、十代が百九十五分となっています。

次に、スマホ・ゲーム依存や長時間使用による健康や学力への影響について調べました。

厚生労働省が指定する「依存症対策全国センター」としてゲーム障害・ネット依存・スマホ依存対策等に取り組んでいる国立病院機構・久里浜医療センターの樋口名誉院長によると、「スマホはゲームやSNSなどインターネット接続による便利な機能がつき、簡単に楽しみが得られることから、更なる楽しみを求めて長い時間使用したくなり、やがて自分の力ではやめられなくなってしまいう依存状態に至ってしまう場合がある。」とのことでした。

厚生労働省の調査では二〇一二年においてネット依存が疑われる中高生は五十二万人。五年後の二〇一七年にはほぼ倍増の九十三万人まで増え、その後のスマホの普及、コロナ禍による行動制限の影響もあり、中・高生のネット依存率はさらに増えていると考えられます。

また、同センターの外来を受診した十二歳以下の患者さんは二〇一六年にはゼロだったのが、その後毎年のように増えて、四年後の二〇二〇年にはおよそ五人に一人が小学生以下の患者さんであるとのこと。発達段階にある十代の脳は刺激を強く求めているため、刺激に対するブレーキがかかりにくい状態にあり、スマホやゲームの過剰使用から依存に発展しやすい特徴があるとのこと。依存による具体的な問題として次の三点があるとされています。

一つ目は体の問題。依存になっている方の多くが、ゲーム等の間、スマホを手から離さず、画面を見ながら食べられるカップ麺等を主な食事として続けるため、栄養が偏り低栄養状態となってしまうこと。また、ひたすらネットやゲームをすることにより、筋力や運動機能の低下のほ

か、スマホのように小さな画面を近距離で長時間見続けるため近視になる人の割合が高いことなどがあります。

二つ目は心の問題。夜遅い時間まで友達とSNSで連絡を取ったり、時間を忘れてゲームや動画に夢中になるため、睡眠時間の減少により、疲労感の蓄積、昼間の眠気、記憶力の低下も起きるようになります。

また、寝る前にスマホを使うことで、ブルーライトによる刺激を受け、体内時計を調節しているメラトニンの分泌が低下し、寝付きが悪い、朝起きられないなどの症状を引き起こし、その結果、昼夜逆転の生活になることが少なくないそうです。

スマホなどに依存してしまうことで生活リズムが乱れ、鬱病や鬱病に似た症状を引き起こすことも見られるそうです。

三つ目は人間関係の問題。家族がスマホやゲームを強制的にやめさせたり、注意したりすると暴言や暴力などにより家族関係が悪化することや、学生の場合にはネットを優先してしまい、遅刻、不登校に至るケースもあります。対人コミュニケーションに苦手意識のある方はゲームに没頭しやすくなる傾向があり、オンラインでのコミュニケーションに偏りがちになるとますます依存してしまうとのことです。

次に、これらの問題と学力との関わりを調べるため、一月に仙台市の教育委員会を訪問しました。仙台市では、東北大学と共同で平成二十二年から実施してきた「学習意欲の科学的研究に関するプロジェクト」についてお話を聞き取りました。

まず冒頭、仙台市の皆様からお話を聞きしたのは、仙台市が目標としているのは秋田県であると。秋田県の教育委員会の関係者の方々から何度も来ていただいて、いろいろなことを教えていただいたというふうな話をお伺いしました。この調査で最も秋田の可能性を感じたのは私自身です。

同市は市内の七万人の児童生徒を対象に学力検査と生活学習調査を実施しており、テストの点数と七十九項目にわたる生活学習調査を個々に

ひもづけたデータについて東北大学加齢医学研究所が分析と結果の取りまとめを行いました。そして学力向上対策と併せて児童生徒、保護者、社会全般に情報発信をしています。

その内容を要約しますとポイントは次のとおりでした。

小学五年生から中学三年生を対象とした調査から、スマホ使用が一時未満の子どもたちは成績が良かった一方、睡眠時間や学習時間が同じかそれ以上であっても、スマホ使用が一時間以上の子どもの成績は低いとの結果が確認されたこと。

家庭学習での電子端末の利用についても利用時間を一時間以内に抑えた場合に成績がピークになり、二時間以上の利用では大きな成績低下が確認されたこと。

一方で、朝御飯を食べる子ども、自己肯定感の高い子ども、毎日の読書習慣のある子ども、地域の歴史に興味がある子ども等の学力の高いことが分析結果で改めて確認されたことです。

また、同日その後、東北大学加齢医学研究所を訪問しました。研究に長年直接携わった榎浩平先生からお話を聞きしました。同研究所では平均年齢約十一歳の子どものうち二百二十三人を三年間追跡調査することにより、なぜスマホ等の利用時間が長いと学力が上がらないのか、インターネットの使用と脳の発達について脳科学的アプローチから調査しました。

調査では、子どもたちのインターネット使用習慣を機器を持っているかどうか保有の有無、そして利用の頻度、時間により七段階の項目で聞くと同時に言語能力に関する知能検査のほか、脳の発達を調べるためMRIを用いて子どもたちの脳の写真を撮影しております。

その結果として、追跡前の段階で子どもたちの脳の発達及び言語能力に差はありませんでしたが、三年後に同じ計測を行ったところ、インターネットを毎日使っている、たくさん使っている子のほうが脳の発達が明らかに遅れていたというデータが得られました。

中でも大きな驚きだったのが、最も極端な例で、毎日使っている子どもたちの集団で見ると、三年間で大脳脳の三分の一ぐらいの幅広い領域で発達が進まっていたとのことです。特にその三分の一の領域の中には、人が物を考えたり、理解したり、覚えたり、自己管理・やり遂げる力、コミュニケーションや他人の気持ちを推し量ることを司る「前頭前野」が含まれていることが判明しました。

この調査によって単純に学業の成績が低いというレベルの話ではなく、成長期の子どもの脳そのものの発達に影響があったことが脳科学的なエビデンスとして明らかになりました。

なぜ、脳が発達しなかったのかということには複合的な要因があるようですが、「一つ挙げられるのは、デジタルスクリーンを見ることの影響。実際に脳を計ったときに、スマホやゲーム等をしていたときには前頭前野が働いていないということが分かっており、脳は筋肉と同様たくさん使えば発達するが、使わなかったら衰えてしまうという特徴があるということ。最たる例がキーボードの習慣がつくと」——これは私もそうですけれども、「漢字が書けなくなるように、不要な機能は不要なアプリのようにアンインストールしてしまう。特に成長期に当たる十代に前頭前野を使わせないような習慣がついてしまうと脳は発達しない。これが一番大きな理由である。」とのことでした。

さらに同研究所は別の三年間の追跡調査により親子のコミュニケーションが子どもの脳の発達に良い影響を与えていることを明らかにしています。このことは国が進める「共育て」の効果のもう一つの効果であると私は考えます。

次に、秋田県の実況について調べました。県が実施した「携帯電話等、インターネット利用実態調査集計結果」によりますと、コロナ禍前の令和元年十一月においては、スマホ、携帯電話、通信機能付き端末を持つ児童生徒が小学校では四年生の七五・五％から六年生の八六・七％、中学校では一年生の八八・五％から三年生の九一・八％で、コロナ禍を経

た令和五年十月においては、同様に小学校では八一・五％から八八・八％、中学校では九一・五％から九五・一％と保有率が高くなっています。小学生の段階からのスマホ保有率も約二二％から四五％と倍増しています。

また、コロナ禍前は、サイト閲覧の利用時間について、平日で一時間から二時間の利用者が小学校四年生から中学校三年生の平均で七・六％だったのに対し、令和五年度では二四・五％、一時間以上の利用者は三・八％から二二・三％と大幅に増えています。本県の小・中学生ともサイトの閲覧や漫画・ゲームの利用に、平日・休日ともに多くの時間を費やしていると分析しています。

私自身も、県内の状況を知るため、複数の地域の学校や保護者の声を聞いたほか、由利本荘市民三百五十人に対してアンケート調査を実施しました。

ある小学校の校長先生のお話では、「同小学校でもコロナ禍にスマホを持つ子が増え、外に出られない、テレビを見てもおもしろくないとスマホ等の使用時間が増えた。中にはスマホにはまり睡眠時間が削られ、寝不足となり学校での無気力、ひいては不登校につながるのではと心配している子もいる。生徒指導研究協議会においてスマホ等の使用は小学校が夜八時まで、中学校が九時までと決めて各校の取組として実践している。同小学校ではその上限の中で中学校区でまとめ、子どもたちが独自の情報メディアの使用時間を削減する、そして別の読書や手伝い等に置き換える個々の目標を個別に立てて自己管理する取組を実施し、少しずつ定着しているが、まだまだ、社会全体で保護者も含め大人自身の意識改革、子ども自身の自己管理能力の発揮がなかなか難しい。」とのことでした。

また、別の学校地域ですが、保護者の声は次のとおりです。学校からは最近頻繁に、ゲーム行動症、スマホ依存などが子どもにも与える影響とメディアコントロールの取組について報告が来るようになったが、脳科

学的に子どもの学力やコミュニケーション等を司る前頭前野の発達が止まる場合があることを初めて知った。今、高校一年で、七、八年前から長期の休み前など注意喚起の指導がずっとなされているが、子どもたちは動画をずっと見ている。同じような動画がずっと続くようなシステムになっているようにで際限がなく、なかなかやめるタイミングが見つからないようだ。

また別の地域では、小学校からは利用時間等のアンケートも来るし、ルールを守ることの周知はなされ、スマホ等の使い過ぎが駄目だとは分かるが、ただその通知の繰り返しのように見える。スマホの使い過ぎで学力低下をもたらす原因が勉強時間や睡眠時間の減少というより、その脳科学的な裏付けとして理解力や実行力、共感力を司る前頭前野部分の発達に影響があるからだと分かれば子どもや保護者がより深刻なリスクとして受け止め、自分ごととしての真のマイルールづくりやその実践効果も違ってくると思う。生活習慣の問題だけだと思っていたが、子どもや保護者にそうした脳科学の専門家が直接話をする場が必要ではないか。

一方で学校に行きたいが学校に行けない子どもやコロナやインフルにかかり行けない場合に、オンラインで授業が受けられるようなGIGAスクールの取組を進めてほしいなどの御意見がありました。

市民に対して実施したスマホ・ゲーム依存に関するアンケート回収率は一九・八%でした。そうした中で、「進めるべき対策としてはルールづくりと実践。そして児童生徒が自ら目標を立て、わくわく感を持ちながらスマホも生かしながら別の行動に置き換えるような、そうした受皿となる県内の様々な施設、親子で遊ぶ・体験する・学ぶ情報をもっと広く集めて県民に知らせるべき。」という建設的な御意見もいただきました。

一月にさらに、「秋田こどもの心と発達クリニック」を開設していらつしやる小泉先生を訪問し、お話をお伺いしました。「一旦依存になるとなかなか大変。やはり予防が大事で、その対策としてはリアルな体

験の場づくり、家族での楽しい体験がワクワク効果を発揮する。」とのアドバイスをいただきました。

本県の学校現場では、先ほど申し上げましたように子どもたちや保護者も含めた「自律的なアウトメディア活動」の取組が行われています。しかし「なぜ、それをやるのか」について、多くの場合、「子どもたちの心身の一時的な不調をもたらす生活習慣だから改める」的なレベル認識で、学校や保護者からの外発的な動機付けによりスタートしており、子どもたち自身が具体的なデータや脳の写真を見て「依存的になれば自分の脳にはこのように成長に悪影響が出てくるかもしれない。」というような内発的な危機感に基づく動機付けをするには至っていないように思います。そして社会全体のリスク共有も十分にはなされていないように思います。そうしたことが実は大きな課題だと感じています。

ここまでスマホやネットの使用に関する話を中心に述べてまいりましたが、社会全体に目を向けますと、デジタル社会形成基本法——以下「法」と言います。この法第二条で、「デジタル社会」の定義を「インターネット等の高度情報ネットワークを通じた情報の入手・共有・発信」と「先端的な情報技術の活用」により「創造的で活力ある発展が可能な社会」としています。申し上げるまでもなく「社会」とは「人と人が集まる共同体」です。この法第三条では、デジタル社会づくりの基本理念の一つとして「全ての国民が情報技術を活用しあらゆる活動に参画し個々の能力を創造的かつ最大限に発揮できるよう」行うべきとしています。

リモートワークをはじめ、生産性の向上、健康管理、災害情報の提供など県民の様々な場面にメリットをもたらす形で法が目指す社会づくりが進んでいることは評価しております。

一方で、コロナ禍で普及したリモート会議についても、実際に対面して会話する場合と画面上で対話する場合とは、脳機能の働きに違いが生じると言われているほか、デジタル機器の長時間使用や依存により生

じる様々な健康問題、今後、AIと共存していく中で人間が強みを発揮すべき創造性やコミュニケーション能力を担う前頭前野等の発達・働きに悪影響を及ぼす場合があることが判明しています。

今、世の中を見渡せば、厳しく複雑な様相を呈している国際情勢や気候変動への対応など、人間同士が共感し合い、当事者意識を持ち創造力を発揮し乗り越えていかねばならない問題がたくさんあります。

そうした観点からもデジタル技術の活用については人間の持つ根源的な創造性等が生かされることを常に念頭において、デジタル一辺倒ではなく、対面や紙媒体などのアナログ的な手段もうまく組み合わせながら適切に行われる必要があると考えます。これはコロナの三年間が教えてくれたことでもあります。

そこでまずは企画振興部長にお伺いします。コロナ禍を経た今、社会のデジタル化を推進する立場として、「法が求める国民の創造性発揮に資するデジタル技術の適切な活用」に関して県民への周知について力を入れるべきと考えます。令和六年度予算案による取組も含め、企画振興部長のお考えをお聞かせください。

次に、健康福祉部長にお伺いします。

令和六年四月からスタートする秋田県の第二期ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）に、スマホ、ゲームといった特定の行為にのめり込む行動嗜癖について盛り込まれました。現状と課題に触れ、国の動向も注視しながら今後の対策を検討するとしています。また、児童生徒や保護者、教職員に対して特定行為に依存する行動嗜癖の普及啓発や情報モラル教育を推進するとしています。

そこで、具体的にどのような手段や方法で取組を推進されるのか。例えば依存的な行動の予防的な取組として、平日・休日における様々なデジタルドットクスの普及啓発を図ったり、気軽に相談できるような体制の構築を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

また、久里浜医療センターではホームページ上でゲーム障害・ネット

依存・スマホ依存の治療可能な全国の施設を公開していますが、県内の施設は含まれておりません。今後、県内で治療可能な施設をどのようにして増やしていくのか。令和六年度予算案の「学童期から始める健康づくり総合啓発事業」、「子ども健康会議」や「依存症支援体制整備事業」等の活用も含めお伺いします。

次に、教育長にお伺いします。

秋田県教育委員会では平成二十五年から社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り安全で安心な利用環境を整える取組を推進しています。中でも、県内の小・中学生の子どもたちの応募により、「スマホをうまく使おう」という意味の「うまホ」を冠したPRキャラクターを生み出し、久里浜医療センターや医師会と連携したネット依存対策としての「うまホキャンプ」を岩城で実施しています。そしてその実践については、効果をこども家庭庁や文部科学省のサイトでもマニュアルが公開されています。

令和六年度予算案では、子どもたちの自己肯定感を高める効果があると言われる豊かな自然体験学習等を進める「ニューノーマルに対応した体験活動構築事業」や「あいで見守る！あんしんネット構築事業」などが計上されています。こうした事業と連携し、先ほどから申し上げているスマホ依存の脳科学的なリスクも含めて、脳科学者の講師を迎え、各地域で改めて親子で学び話し合いをして、その上で子どもたちがスマホと上手な付き合い方を、様々な創意工夫による置き換え活動も含めて「マイルール」として創造性を発揮して考え、そしてみんなのルールとして定め、みんなで守り合う。これまでのアウトメディア活動をより進化させた、より自己管理能力を育てる取組を推進すべきと考えます。

コロナ禍を経た今こそ教育立県秋田が全国に発信している「スマホをうまく使おう」——「うまホ」の理念を共有し、事業の成果を大いに世の中にアナウンスしながら、脳科学的なアプローチからの取組など新たな対策も進めていただきたいと考えていますが、教育長のお考えをお聞

かしてください。

次に、GIGAスクールの推進の在り方についてお伺いします。

仙台市の調査結果でも明らかのように、学習における情報機器の長時間使用は必ずしも学びの効果にはつながらないことから、「成長期の子どもたちの脳の働きを休ませない」思考訓練の場、そして紙のノート、宿題、辞書などの活用とバランスのとれた手段としての利用が望ましいという御意見もあります。また、先ほどのように保護者からは、インフラエンザ等で学校を休まざるを得なかった場合にオンラインで自宅で学べるようにできないかという御意見もありました。そこで、教育現場におけるデジタル技術の活用のこれまでの成果についてどのように分析・検証しているのか、また、それを踏まえた今後の活用の方向性についてどのように考えているのか、さらに、令和六年度では、これまでの検証を生かして一人一台端末による学びを具体的にどのように進めていくのか、教育長の考えをお聞かせください。

最後に、知事にコロナ禍を経たデジタル社会における次の世代の育成の在り方についてお尋ねします。

私はコロナ禍が始まったときのある出来事をよく思い出します。あの学校が一斉休校となったとき、由利本荘市の西目地区の異業種の住民で構成する地産地消を進める会が行動を起こしました。児童館での食育活動として、そして子育て中の仕事を持つ親たちをサポートしたい、そういう思いで子どもたちへ地元のお米と食材による「ランチバイキング」を提供いたしました。秋田には地域がこのように子どもを育てる風土があります。そして子どもたちは今、この秋田で幼稚園・保育園、小・中・高と遊び・学びを進化させながら、同時にそれぞれの人生において「自らのふるさと意識を根付かせている」段階にあります。単純にスマホとかゲームの時間を減らしましょうというのではなくて、もともと根本にある、では減らした時間に何をすればいいのか。何かに打ち込みたいというものを今の子どもたちに我々大人は選択肢を提供しきれてい

ないのではないかと。そうした機会を増やしてあげる役割を今だからこそ我々大人たちがもつと担うべきでないか。いろいろな選択肢、体験をさせてあげる。人との出会いを与えているいろいろな人と話すなど、そういう様々な視野を広げる取組をする中で、人それぞれ、恐らくどこかで心に響くものが出てくる、やる気スイッチみたいなものが起動されてその好循環が始まるのではないかと。

そうした、子どもたちの学びや活動を社会全体でもつと後押ししていくことが「近い将来の地元定着やふるさと回帰」の動機付けの一つにもなると思っております。

我がふるさと秋田には多様な仕事体験、読書活動、インフラの学び、博物館、児童館活動など様々な資源があります。そうした事業について関連を持たせながら知事説明でありましたような「こども計画」に位置づけ、体系化、メニュー化する。そして子ども・若者会議等の場で共有する。子育て世代にもきめ細かに情報提供するほか、知事御自身も「高質な田舎である秋田の人材育成の在り方」として県内外に情報発信をしていくべきではないかと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。小野議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、デジタル社会のリスク共有と次の世代の育成のうち、コロナ禍を経たデジタル社会における次世代育成の在り方であります。

デジタル技術の飛躍的な進展により、SNSなどの新たなコミュニケーション手法の構築や、遠隔地の専門家による授業など、場所や時間に制約されない多様なデジタルサービスは、子どもが社会で活動する上で欠かせないものとなっており、今後も一層拡大していくものと認識し

ております。

一方、かつてデジタルツールがなかった時代において、主に自然を遊び場として様々な友人とのリアルな交流を通じ、自然の美しさ、大切さ、恐ろしさを学び、人間力を高めるとともに、他人を尊重し、コミュニケーション能力や表現力を向上させ、他者と共に生きる豊かな心を育てており、こうした経験を積み重ねることは、デジタル化が進んだ現代にあっても、重要であると考えております。

また、子どもは、家庭や社会に支えられ、様々な遊びや体験を通じて、生き抜く力を身に付け、成長していくものであり、そのための環境整備に向けて、家庭や学校、地域などが連携して取り組む必要があります。

このため、来年度策定する「こども計画」においては、こうした視点を盛り込むことにしているほか、子ども・若者支援ネットワーク会議等を通じて関係機関の連携強化を図るとともに、子育て世帯に対しては、リアルな遊びや体験等に関する情報を、その重要性和併せて積極的に発信してまいります。

本県には、子どもが豊かな自然や多様な文化的資源のもとで、多くのことを学び、体験できる環境が十分に整っておりますので、私も、様々な機会を捉えて、県内外に本県の良さをPRしてまいります。

なお、現在、極めて便利なデジタルツールであるAIの活用が多方面に拡大しておりますが、望ましくない活用方法や社会に害を与えるような使われ方も見られ、さらには過度の依存により、人間の持つ基本的能力への影響も懸念されることから、新時代においても、真に人間が人間らしく生きられるよう、あくまで人間主体のデジタル化が重要であることを十分に認識して、取り組んでいくことが必要であると考えております。

私からは以上であります。

【企画振興部長（久米寿君）登壇】

●企画振興部長（久米寿君） 私からは、デジタル技術の適切な活用に関

する県民への周知についてお答えいたします。

県では、あらゆる分野におけるデジタル技術の積極的な活用により、地域課題の解決や県民の利便性の向上を図るため、DX推進計画に基づき、データ活用による価値の創出などを重要な視点に据え、官民が一体となり、デジタル化やDXを推進しております。

施策の実施に当たっては、デジタル技術の効能や活用方をしっかりと見極めながら取り組むことが重要であることに加えて、例えば、キャッシュレス納付の取扱を拡充しつつも現金納付の選択肢も確保するなど、デジタル手法にのみ依存しない視点も必要と認識しており、関係機関との連携や民間の知見の活用を図りながら進めているところであります。

また、デジタル化の恩恵が県内に行きわたるためには、広く県民の理解を得ることが重要であり、県では、広報活動等を通じて情報提供に努めているほか、デジタル技術の利便性や最新技術を体験できるイベントの開催についても新年度の事業として今議会に提案しているところであります。

今後とも、このような場をはじめとした様々な場面において、デジタル化の効能やメリットに加えて、その適切な活用に向けて必要な情報の周知・啓発を図りながら、いつでもどこでも県民一人一人がそれぞれのニーズに合ったサービスを選ぶことができるデジタル社会の実現を目指してまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（高橋一也君）登壇】

●健康福祉部長（高橋一也君） 私からは、第二期ギャンブル等依存症対策推進計画についてお答えいたします。

ゲーム障害は、行動嗜癖による障害として、令和元年に国際疾病分類に位置づけられた新たな疾病であります。治療研究の少なさからいまだ治療法が確立されておらず、国のギャンブル等依存症対策推進基本計

画においても、具体的な取組が明記されておりません。

また、近年は、オンラインゲームや有料サイトの増加に伴い、多額の課金や通信料の浪費が大きな問題となり、金銭的なトラブルや家庭内での親子関係の断絶が見受けられるなど、非常に危惧される状況となっております。

さらに、過度な課金等のギャンブル的要素により、ゲームやインターネットメディアがギャンブル等依存症の入口になることも懸念されることから、新たに策定する県の計画においては、これらゲーム等に依存する行動嗜癖に関し、普及啓発やモラル教育を推進することとして、今後の取組の一つに盛り込んだところであります。

具体的には、教育委員会とも連携し、児童生徒や保護者への正しい知識の普及を図るほか、子ども・女性・障害者相談センターでの相談対応や、教育や医療機関、行政職員等を対象とする研修会等を通じて、基本的知識の習得や情報モラル教育の周知等に取組んでまいります。

また、ゲーム障害に気軽に対応できる相談窓口や、診断・治療等ができる医療機関は全国的にも少なく、県内の依存症専門医療機関においても、その診療に困難を感じている現状にあることから、当面は、現在実施している依存症対策全国センターでの依存症治療指導者養成研修や、相談対応指導者養成研修の活用等により、必要な人材の確保・育成に努めてまいりますと考えております。

ゲーム障害については、その対策等について、様々な研究が行われている段階であり、まずは、子ども・女性・障害者相談センターでの研修会のほか、依存症支援体制整備事業で新たに取組む県民向けセミナーや、子どもたちが自ら健康について考え、実践する機会を創出する子ども健康会議の開催等を通じ、正しい知識の普及と理解促進に、継続して取組んでまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 小野議員からご質問のありました、

デジタル社会のリスク共有と次の世代の育成のうち、脳科学的なアプローチによる子どものスマホ依存対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、ネット依存傾向にある児童生徒が基本的な生活習慣を取り戻し、日常生活を改善するきっかけとなる場を提供することを目的とした「うまホキャンプ」を、平成二十八年度から令和二年度まで実施してまいりました。

同キャンプは、認知行動療法等の医療行為やカウンセリング、自然体験活動などを取り入れた長期宿泊体験プログラムにより実施したもので、キャンプ後に行ったアンケートの分析結果からは、参加した児童生徒、保護者ともに、前向きな変化が見られ、取組の有用性があつたものと捉えております。

また、デジタル機器との上手な付き合い方を啓発するため、これまで「うまホ」キャラクターを活用し、PRグッズの作成や公用車へのラッピング、地元新聞での連載記事など、様々な媒体において周知広報に努めた結果、一定の注意喚起につながつたものと認識しております。

現在は、これらの成果を踏まえ、児童生徒の生活の基盤となるリアルな体験活動の提供や、教職員だけでなく、未就学児を持つ保護者や地域で家庭教育を支える方々を対象に、ネット利用の低年齢化傾向に対応した講座を実施するなど、「うまホ」の理念を継承しながら、時代に合わせた内容の更新を行っているところであります。

日々、進化・発展を続けるデジタル社会において、子どもたちのネットやスマホ依存に係るリスクがさらに増加する恐れもあることから、県教育委員会としましては、今後、医学的分野の専門家や研究者の知見を得ながら、より効果的な対策や啓発の在り方について研究してまいります。

次に、GIGAスクールの推進の在り方についてであります。県教育委員会では、令和三年度からモデル校におけるICTを活用した授業

づくりを支援し、有識者等から構成される委員会において検証を行った上で、その成果の普及を図ってまいりました。

これにより、例えば、授業において、学習支援ソフトを活用して互いの考えを共有し、協働して学び合ったり、体育や音楽では、活動の様子をタブレット端末で記録・再生し、自分の姿を客観視して主体的に練習するなど、ICTの特性を生かし、子どもたち自身が学びを広げ深めていく姿が見られました。

一方、ICTの授業への活用を目指すあまり、子どもたちの関心を引き出すような授業方法の構築にうまく結びついていない事例も見られました。

こうした分析・検証を踏まえると、ICTの活用のみを目的とするのではなく、これまで取り組んできた「秋田の探求型授業」のイメージを生かし、どの場面で、どのように活用することが授業の狙いの達成につながるのかを、さらに研究していくことが重要であると考えております。今後は、各学校において、ICTの活用に抵抗の少ない若い教員の積極的な取組と、高い授業力を持ったベテラン教員の実践の融合を図ることで、「秋田の探究型授業」を継承し、さらに発展させてまいります。

私からは以上であります。

●十八番（小野一彦議員） 答弁ありがとうございます。私から二点再質問させていただきます。

まず知事にお尋ねします。このたび、子どもたちの主体的なわくわくするような学びの場というものを提供する県の事業なり、施設なり、あるいは民間のものも含めてどんなものがあるのかなどいうのを自分自身でちよつと調べてみました。そうしたら、今回のインフラ五十選、あるいは、この前、机の上にパンフレットがありました、洋上風力発電もありました。あと、TDKのフライト科学館もありますし、農業科学館もあります。水族館もあるし、博物館もあります。いろいろなものがあつて、そして各部署にわたる部分もあるので、そういうものをテーマ

ごとにお互いに使い合うというか、そういうことが、ネットワーク会議での協議だけではなくて、できるのでないかなど。それでちよつと考えたのが、これも机の上にあつた「のびのびユースネット秋田」という青少年育成会議の機関誌の中に、あきた家族ふれあいサンサンデー、これ昔から家庭の日ということでも多分あつたと思うのですけれども、そういう毎月行われているような場ですね、今年は、今回は例えばインフラを学ぶ場合だとか、いろいろなテーマでこの場を使って、子どもたちが——いろいろな興味のある子どもたちがそれぞれに学べるような情報提供をするというのも一つの手でないかなと思いますので、そこは是非そういうことを進めてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） ちよつと違う例ですが、ある日本の地方企業で相当大企業に属するICT企業があるので。そこは月に何日か、ICT企業であつても社員の全てがデジタルツールを全く使わない、こういう日を設けているのですよ。これは、結局デジタルツールだけ使つていまずと、人間の本来持つ様々な思考、あるいは、私もパソコンを使つてると漢字を間違ふのですね——そういう本来の人間の知識、これを取り戻すという意味でやつてますので、その遊び版だと思えますが、そういう意味からしますと、様々に県内ではリアルなおもしろいところがいっぱいありますので、そういうものがある程度具体的に示しながら、どういふふうに行つて情報発信をどんどんやろうという、また、そのときにならういふふうな体験をしながらその体験に対しアドバイスするとか、そういうふうな仕組みもあつてもいいのではないかなど。そういう意味で、組織的、具体的な取組について検討してみたいと思います。

●十八番（小野一彦議員） 最後に教育長にお尋ねします。東北大学でもう平成二十二年から仙台市と一緒にいろいろな研究やつてるんですね。

その中で学生さんが実験台になっていただいたようですが、漢字、ちよつと難しめの漢字を紙の辞書でひいた場合とスマホで検索して調べた場合で脳がどれくらい働きのするか、そしてその後一定の時間を置いた後で、学生さんたちがどのくらい覚えていくかというのを調査したら、スマホで検索した場合は確かに紙で調べたよりも、調べた漢字の個数は多いのですけれども、その後覚えていかなかったそうです。要するに脳科学の先生から言うと、アウトソーシングをしたのではないかと。要するに脳は、これはいつでも調べられるから覚える必要はないなという仕分けをしたのではないかというような解説でした。

私もICTの教育の向上のホームページでも検証結果をいろいろ拝見したのですけれども、なかなかやはり素人ですので難しい感じがするのですけれども、ちよつと一つ感じるのは、やはりICTというのは共有したり、遠隔でいる人たち同士の情報共有が優れているのですけれども、やはり紙で書いたり、あるいは思考をずっとするような場というか、そういう部分というのはやはり必要でないかということと、それから先生の負担を軽減するものにまず使って、先生方が子どもたちに向き合う時間を増やすようなスタンスでやっていくというような、割と分かりやすいやり方で使い分けといたしますか、いいところ取りをしていくべきでないかなと素人ですけれども思ったのですが、そこら辺もう一度お願いいたします。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 全く御指摘のとおりだなと我々も思っております。実際これからいろいろな機器が進化してきたり、学校現場ではデジタル教科書がこれから大分出てくると思うのだけれども、文科省のほうでも、デジタル教科書も使いながら紙の教科書を使うという両方の効果があるという話も出ています。そういったところに関して、どういったやり方が一番いいのかというのはこれからの課題となつてきて、当然デジタルだけでは問題があるというのはいまもう分かっているなと思

います。実際、私、数学が専門なのですけれども、紙に書いて計算して図形なんか書いたりするというところで勉強してきた世代ですので、やはりそうやって覚えていくとか自分の頭に入れていくとかということは非常に重要ですし、それをうまくデジタルで効果的に使える部分は使えばいいけれども、しっかりと紙で書いたり、仲間と共有したりするといった部分に関しては、紙とかそういう別の部分の効果があるのがたくさんありますので、そこをこれからいろいろな知見を含めながら我々も研究していく必要があるかなと思っております。

●議長（北林丈正議員） 十八番小野一彦議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十一時十分再開

午前十一時十分再開

出 席 議 員	四十名
一 番 佐藤光子	二 番 櫻田憂子
三 番 山形健二	四 番 高橋健
五 番 武内伸文	六 番 小棚木政之
七 番 高橋豪	八 番 瓜生望
九 番 島田薫	十 番 松田豊臣
十一番 加賀屋千鶴子	十二番 薄井豊司
十三番 佐藤正一郎	十四番 宇佐見康人
十五番 住谷達	十六番 児玉政明
十七番 小山緑郎	十八番 小野一彦
十九番 鈴木真実	二十番 沼谷純
二十二番 小原正晃	二十三番 三浦茂人
二十四番 佐々木雄太	二十五番 杉本俊比古
二十六番 鈴木健太	二十七番 佐藤信喜
二十八番 今川雄策	二十九番 高橋武浩

三十番	石田 寛	三十一番	渡部 英治
三十二番	北林 丈正	三十三番	竹下 博英
三十四番	原 幸子	三十五番	工藤 嘉範
三十六番	加藤 敏一	三十七番	三浦 英一
三十八番	柴田 正敏	三十九番	川口 一
四十番	鶴田 有司	四十一番	鈴木 洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十五番住谷達議員の発言を許します。

【十五番（住谷達議員）登壇】（拍手）

●十五番（住谷達議員） 自由民主党会派の住谷達です。

一般質問の機会をいただいた同僚、先輩議員に心より感謝を申し上げます。

本年一月一日に発生した能登半島地震により亡くなられた皆様に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今後、被災地が速やかに復旧し、被災者の方々が一日も早く元の生活に戻られますようお願いを申し上げます、通告に従い、一般質問最終日のため重複する項目もありますが、順次質問をさせていただきます。

まずは本県の農林業の振興についてであります。はじめに今後の温暖化に対応した農業の推進について伺います。

昨年の夏は異常気象により記録的な猛暑となり、連日三十五度を超え、県内各地で過去最高の気温を記録するなど、我々の生活にも大きな影響

を及ぼしました。国連では昨年七月に地球温暖化よりもさらに踏み込んだ、地球沸騰化という表現を使い、本年以降も昨年と同様に猛暑となる可能性を否定できないという内容の声明を出し、今後もうこうした異常気象が続くものと予測されております。

この猛暑による影響を最も受けた作物の一つがコメであり、高温障害の特徴である米粒が白濁する乳白粒の混入や米粒の充実度不足などにより、令和五年の秋田県産米の一等比率が五五・九％となっており、前年同期より三十二ポイントも下落しており、統計が残る昭和五十四年以降最低だった平成十一年の五一・四％に次ぐ低さとなっております。

特に影響を受けたJAおぼこ管内では、一等米の比率が前年の九七％から二・二％と過去に例を見ない下落となっており、燃料、肥料等の価格高騰にあえぐ農家にとって、深刻な打撃となっております。

乳白粒の要因としては出穂期の高温と渇水とされており、この期における湛水管理が重要と考えます。今後、昨年同様の天候が続くようであれば、土地改良区なども連携し、湛水管理を図るべきではないでしょうか。

その上で、コメについて、今後の高温障害に対応した栽培技術指導や高温耐性のある新たな品種の育成・研究などを進めるべきと考えますが、今後の方向性や対策についてどのように行っていくか、農林水産部長に伺います。

また、コメ以外の品目でも高温障害の影響を受けており、その対策が急務となっております。県では今後の気候変動に対応するため、アーモンドやサツマイモの栽培試験を新たに始めることとしておりますが、その状況について併せて伺います。

また、本県が日本の食料安全保障上重要な立ち位置にあると考えたとき、世界的な穀物需要の高まりによるリスク等も考慮し、今後の農業政策を構築すべきと考えます。

近年、日本は少子化・高齢化等により人口が減少しておりますが、世

界的にはアフリカ・インドを中心に人口が爆発的に増加しており、コム・ムギなどの穀物需要が高まっております。

インドでは世界のコメの輸出量の四割近くを占めていたものが、異常気象や不透明感が増す世界情勢を背景に規制をかけはじめ、昨年七月にインド政府は国内の供給安定化と価格抑制に向けて一部の米の輸出を禁止すると発表いたしました。

インドからのコメの輸入依存度が高いアフリカ諸国では、貧困や飢餓などの問題をより深刻化させる恐れがあることから、インドの代替となる輸入先の切替えが急務となっており、タイやベトナムでは輸出量が急増し、国際的な食料価格の更なる高騰につながる可能性が指摘されております。

日本は昭和四十六年から平成三十年に廃止となるまで減反政策を取り、コメの生産調整を続けてまいりましたが、日本と一般的に流通している米が違うことや、タイなど代替輸出国との価格差がまだ大きいことなど乗り越えなければならぬ課題は多いものの、今後はこうした世界的な潮流を踏まえ、本県のフラッグシップであるサキホコレや、国内で一般的に主食用米として流通するあきたこまちなどとともに、輸出を見据えたコメづくりを検討すべきと考えますが、知事の御認識を伺います。その上で、今後の輸出拡大を見据え、残留農薬など輸出相手国に応じた対応が必要となることからグローバル・ギャップなどの認証取得に対する支援を行うなど、農産品の輸出に対する支援強化を図るべきと考えますが、併せて伺います。

また先日、湯沢市内で開催された農業経営者の勉強会へ参加した際、乾田直播による今後の稲作についてお話を伺う機会がありました。

この栽培手法はマイコスというカビの一種を稲の根に感染させることにより菌根を形成させ、土壌中に張り巡らせた菌糸からリン酸を吸収し、クモの巣状の樹枝状体を作り出し、稲の生育に必要な水分と栄養分を賄うことができ、なおかつ登熟も早いことから収穫期の倒伏や、稲穂の沈

水なども防止できるということで、除草剤や専用の資材等が必要となるものの、田おこし、苗代づくり、代掻き、田植えが不要となり、水管理の工数も削減できることから、生産者にとってはかなりの効率化が期待できるものであると考えます。

省力化技術による稲作経営の効率化、また近年温室効果ガスの排出源として問題化しているメタンの削減に向け、乾田直播や水田と乾田によるハイブリッド栽培などの技術研究を行い、更なる稲作の効率化を図るべきと考えますが、農林水産部長の考えを伺います。

次に、本県の再造林の現状と今後の可能性について伺います。

本県の民有林におけるスギ人工林面積は二十三万七千ヘクタールに及び、そのうち主伐が可能な十一齢級以上の森林面積が五七%を占め、本格的な利用期を迎えており、今後より一層の森林資源の循環利用と森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて再造林の拡大が重要であります。低コスト化や労働力の確保など、課題が山積みなのが現状であります。

このため県では民有林の再造林率が三〇%台で推移していたことを課題と捉え、県内八地域に設置した地域協議会での検討を踏まえ、林業関係者一丸となって令和七年度までに再造林率を五〇%まで引き上げることとを目標にした「あきた再造林拡大プロジェクト」を策定し、取り組んでいるところであります。

先月より国内最大手の製材会社、中国木材の能代工場が稼働し、更なる需要拡大も見込まれることから、持続可能な木材供給体制を構築すべく、より一層の再造林推進が求められていると考えます。

そこで現在までの再造林の進捗と課題をどのように捉え、また令和七年度以降の方向性についてどのようにお考えか、農林水産部長へ伺います。次に、本県の今後の森林環境税について伺います。

森林環境税は令和六年度より一人当たり年額一千元が賦課徴収され、その税額の規模は六百億円とも言われております。それに先立ち、森林経営管理制度の導入に合わせ令和元年度から森林環境譲与税が全国の都

道府県並びに市町村へ譲与されております。

また、令和六年度税制改正大綱では、譲与基準が見直され、森林面積の多い本県市町村には森林環境譲与税が手厚く配分される見通しであります。

昨年度、本県へ配分となった森林環境譲与税の額は約一億四千七百万円であり、全国で十三番目に位置し、その使途については秋田林業大学校における林業トップランナー養成研修や、住宅以外の建築物の木造・木質化など多岐にわたり、有効に活用されていると実感しております。

しかしながら林業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、間伐や森林整備、担い手・人材育成、木材利用の普及促進や啓発活動など、更なる取組が求められております。

平成二十年から徴収されている、秋田県水と緑の森づくり税と合わせ有効に活用し、さらに本県の森林環境の整備等を進めるべきと考えますが、農林水産部長の見解を伺います。

続いて、本県の建設業の振興について伺います。

まずはじめに、県発注工事の入札不調防止対策について伺います。

一昨年八月の県北地域を中心に発生した大雨に伴う災害復旧工事に関する県工事の発注量増加に加え、昨年七月の秋田市を中心に発生した大雨災害により、さらにその数が増えた影響により、県発注工事の入札不調も比例して増えております。

今年度四月から九月までに開札した工事のうち、不調は一七・一一％で、前年同期の九・四六％を大きく上回るところとなり、災害復旧の遅れが心配されるところであります。

このため十二月議会での不調に関する一般質問で知事は「発注見通しの公表機会を増やすほか、大規模事業については長期的な計画を示し、円滑な工事の施工に努める。」との対策を示されましたが、改めてこの入札不調について具体的にどのような対策を講じられるのかを建設部長へ伺います。

不調が続く要因としては、建設業界の人手不足が一番に挙げられますが、県内建設業者の方からは昨今のロシアとウクライナによる戦争など不透明感の増す世界情勢に伴う資材価格高騰の影響も一因であるとのことでした。

特に生コンについては、この二年間で一立方メートル当たり約五千円の価格上昇となっており、その値上がりも小刻みに変動することから、県発注工事の積算単価の反映がその価格上昇分に追いつかずタイムラグが生じ、契約スライド条項はあるものの、その値上がりの大部分を受業者が負担することもあるため、入札を控えるという話がありました。県では経済調査会と建設物価調査会に資材単価の調査を依頼した上で設計単価を決めているとのことですが、価格調査の間隔を短縮し、より実勢に見合ったものにするよう取り組むべきと考えますが、建設部長のお考えを伺います。

昨年十一月、生活排水処理事業等の事務を補完する官民出資会社「ワン・アキタ」が設立されました。

この会社は持続可能なインフラ運営に挑むため、官民が一体となった全国初の組織であり、今後の事業展開に注目しているところですが、設立背景の一因には自治体の技術系職員の人材不足があります。人口減少に伴い自治体職員の確保対策が喫緊の課題となっており、その中でも特に技術系職員の確保が難しくなっております。本県でも先輩職員とのオンライン座談会の開催や仕事紹介動画などを通じ、職員採用に力を入れているものの、今後の人口推計などを鑑みて、より踏み込んだ対策が必要と考えますが、本県の技術系職員の確保対策についてどのようにお考えか、知事に伺います。

その上で、民間の建設業界でもこの人材不足は深刻であり、昨今の自然災害や老朽化した社会資本の維持などを考えるとまさにこちらも喫緊の課題であると言え、特に技術系の資格取得には相応の実務経験などが必要なことから、資格取得が難しいとされており、この民間の技術系職

員の確保・育成も早急に支援策などをまとめ執り行うべきと考えますが、併せて伺います。

また今後の気候変動に起因する災害リスクへの対応や人口減少という局面において、地方交付税の減額や県債発行などにより県財政がより逼迫するものと推察され、最悪の場合、起債許可団体への転落が懸念されます。そうした事態を避け財政健全化を図るためにも、県有施設の整備や公共事業等において、スモールコンセッションや大館市などで導入を進めている包括的民間委託などPPP・PFI等の官民連携による取組をより一層進めるべきと考えておりますが、知事の考えを伺います。

次に、人材確保・育成対策について伺います。

近年、人材育成のためのリスクリングの重要性が指摘をされております。

リスクリングとは「新しい職業に就くために、あるいは今の職業で必要とされているスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、またはさせること」とされており。

本県でも今年度、キャリアアップやキャリア転換につながる学び直しのための基盤が不足していることを課題として、新たに企業の資格取得制度の構築や企業内研修への支援など人材投資促進事業を行っております。今後本県産業の更なる生産性の向上や時代にマッチした人材を育成するために、本県の将来性を見据えた産業等の特性を踏まえた、リスクリング提供の機会を増やすべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

続いて、高齢者が活躍する機会の確保について伺います。

総務省の調査では令和四年、働く高齢者は九百二十万人と過去最高を記録しましたが、その一方で希望する職種と採用側のニーズが合わない「ミスマッチ」が課題であると指摘されております。

本県の令和五年七月時点での総人口に占める満六十五歳以上の方の割合、いわゆる高齢化率は三九・三%となっており、本県人口の約四割が高齢者であります。

県内のあらゆる業種で人手不足が叫ばれ、人生百年時代と言われる状況の中で、この高齢者層が「ミスマッチ」を解消し活躍できるよう、リスクリング環境の整備や、マッチング機会の創出などにより、働く意欲のある高齢者の活躍する機会を確保することが肝要であると考えますが、知事の御所見を伺います。

また、本県の重要な産業の一つである、食品産業の質を高める上で、人材確保が重要な課題となっております。

令和五年度より本県食品産業の目指す姿を明らかにする指針として、概ね十年先を見据えた上で、当面の三年間を推進期間とする「秋田県食品産業振興ビジョン」が策定をされました。

人口減少や高齢化の影響により国内需要が縮小し、原材料の価格高騰や消費ニーズの多様化などにより、食品産業は大きな転換期を迎えており、ビジョン策定に当たったのアンケートでは中長期的な課題として、人材確保・育成が課題と捉えている事業者が最も多く、その対応が急務となっております。

本県の食文化は日本酒や醤油・味噌、いぶりがっこなどの漬物に代表される発酵食文化、稲庭うどんや西馬音内そばや横手やきそばなど県南地域を中心に広がる麺文化、県北地域を中心に広がるきりたんぼや比内地鶏など魅力的で特色のある食に支えられており、近年こうした食を求めて、多くの県外客が訪れております。

こうした魅力を最大化するためにもビジョンで掲げているように、ブランド化と食の高付加価値化をより推進すべく、食のマイスター制度の創設や伝統食文化士など本県の特徴のある食文化を次世代へ継承するための認証制度を創設し、優れた担い手や職人をたたえることにより、更なる意欲の増大につながり、より効果的に食品産業全体の底上げにつながるものと考えます。

こうした認証制度の取組を推進し、本県食品産業の持続可能性や付加価値を高め、更なる振興を図るべきと考えますが、知事の考えを伺いま

す。

次に、ライドシェアの推進について伺います。

十二月の一般質問や今議会の代表質問等でもライドシェアについては、複数の議員から質問があり、知事から事業者による交通サービスが行き届かない地域における住民の移動手段として、乗務員不足等の課題を抱える本県の生活交通を補完する役割を担う可能性があるものと認識し、前向きに捉えているとの答弁がありました。

また今般の岸田首相の施政方針演説でも、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスの四月からの実装を目指し、制度創設と支援を行い、これらの実施効果を検証した上で、六月に向け、ライドシェア事業に関わる法制度の議論を進めるとの発言があり、国内でも一月三十一日現在、二十一の自治体がライドシェアの早期実装に向けて検討を開始しており、ライドシェアの環境が一変するものと推察されますが、現段階でこのライドシェアについて、知事はどのように御認識され、対応されていかれるかを改めて伺います。

政府が検討中のいわゆるライドシェアは、道路運送法第七十八条第三号に基づき運用されるものであり、現状のタクシ事業では不足している移動の足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かし、タクシ事業者の運行管理のもとで創設することを目指しておりますが、サービス提供エリアの定義や保険制度などまだまだ課題が多いのも事実です。そこで、県として県内各自治体と連携し、本県のライドシェアに関する課題の抽出を図り早期に各自治体へ実装できるよう働きかけを行うべきと考えますが、知事の考えを伺います。

また本県でもこのライドシェアに関して、令和七年三月でJR和田駅と国際教養大学を結ぶバス路線が廃止となることから、国際教養大学の学生が学内でのライドシェアマッチングサービス開始に向け、今年度の若者チャレンジ応援事業にも採択され、取組を進めているところであり
ます。

この学生による取組は二年前にモンテ・カセム氏が新たに学長に就任し、国際教養大学の新たな方向性として鋭意取り組んでこられた、応用国際教養教育の一つの成果であると捉えております。

秋田に縁あって来た若者がそこで感じた課題を、若い感性により解決を図ることこそが、今の秋田に求められていることであり、課題先進県とも言われる秋田で、このような若者や移住者による取組をさらに加速させ、課題解決型のスタートアップを創出しやすい環境づくりの推進に努めるべきと考えますが、知事の考えを伺います。

青少年の薬物乱用防止についての取組について伺います。
令和四年の、秋田県内における薬物事犯の検挙状況は十二人となっております。中でも大麻事犯による検挙数が増加傾向にあると言われ、取締りの強化が求められております。

特に近年、若年層による大麻の乱用が全国的に高い水準で推移しており、県内でも少年による大麻事犯による検挙や、処方薬や市販薬等の過剰摂取、いわゆるオーバードーズなどの薬物乱用による補導数が増加傾向にあり、深刻化しております。

特にこのオーバードーズは心身の健康を害するだけでなく、大麻や覚醒剤などの乱用につながってしまう危険性があり、全国的にもその対策が急務となっております。

国でもこうした問題を受け、現在、厚生労働省が市販薬の販売見直しを検討しているところではありますが、SNSやインターネットを通じ、容易に手に入れられる状況にあり、幾ら取締りを強化しても、イタチごっこの状況が続いております。

本県での少年による薬物乱用での補導状況を伺ったところ、平成三十年から令和元年までの補導は全くなかったものの、令和二年が一件、令和三年が二件と一桁台で推移し、令和四年は十三人と大幅に増加をしております。

そこではじめに、令和五年中の薬物事犯の状況について警察本部長へ

伺います。その上で、今後薬物乱用の抑止を図るために、現状の街頭活動の強化や薬物乱用防止教室の開催などに加えて、教育関係機関や県の所管課、また地域社会なども連携し、より踏み込んだ対策を講じるべきと考えますが、併せて伺います。

また、一度薬物の乱用により検挙されると、再犯により検挙される率が高くなるとも言われており、令和四年、全国で覚醒剤事犯で検挙された六千二百二十四人のうち、再犯者の割合は約六八%となっており、薬物依存による再犯率が大きな課題となっております。

こうした薬物依存による再犯を防止するためにも、様々な機関が連携し、取組を強化すべきと考えますが、警察本部長のお考えを伺います。

また、行政が民間資金を活用して事業を行い、かつ成果連動型でもある、ソーシャル・インパクト・ボンドなどを活用し、地域社会の連携を図りながら再犯防止に向けた取組を実施すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

最後に、教員の精神疾患の状況と対策について伺います。

近年、教員の精神疾患を理由とする休職が増加しており、文部科学省の調査によると、令和四年度の精神疾患で休職した公立小・中学校等の教員数は、令和三年度と比較し、六百四十二人増え六千五百三十九人と過去最高となり、全国的にも問題となっております。

本県の令和四年度の精神疾患により休職した教員数は、令和三年度と同数の三十人で、学校種別で見ると小学校十一人、中学校五人、高校七人、特別支援学校七人であり、年代別では二十代が三人、三十代が五人、四十代が十人、五十代が十二人と年代が増すにつれ増加する傾向があり、その要因として業務の多忙化や保護者等からの過度な苦情などが挙げられておりますが、ベテラン教員においては現場での責任の増大や上司からのハラスメントなどが一因であると推察いたします。

私にも県内のある公立学校の女性教員が、校長からハラスメントのような言動を繰り返され、メンタルヘルスを害したとの相談があり、いま

だ教育の現場でそのような行為があるということに憤りを覚えました。

また、現状の教員のハラスメントや精神疾患などの相談体制では、各市町村教育委員会の職員が加害者側と面識があり、外部への情報漏えいを懸念し、相談がしづらいという話を伺い、外部の有識者等を中心に構成した、より一層の当事者に寄り添った相談体制の構築と校長・教頭など管理職に対するメンタルヘルスやハラスメント対応など時代に即した管理者教育の徹底、また人事評価の見直しなどが急務と考えますが、教育長の考えを伺います。

また、教員の多忙化抑止のためにも、夏休みや冬休み期間などのリモートワークをより一層推進し、自宅での自己研修機会を増やすなど、働き方の改善と資質向上に努めるべきと考えますが、併せて伺います。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長（北林文正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 住谷議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、農林業の振興のうち、農産品の輸出であります。米については、JAグループ等がシンガポールや台湾等に、年間一千四百トン程度を輸出しているほか、秋田牛をはじめ、リンゴやエダマメなどを県内の輸出関連業者を経由して、台湾やタイ、香港等に輸出しているところがあります。

国内需要が縮小する中、海外市場を獲得することは重要であり、高級米や業務用米など、多様なラインナップを有する秋田米の強みを生かして海外とのマッチングを図るとともに、輸出先のカドミウムやヒ素の基準値にも対応できる「あきたこまちR」の生産を進めることにしております。

また、輸出拡大を目指す産地に対しては、乾燥調製施設や精米施設、需要が高まっているパック御飯の製造施設の整備等への支援を、引き続き

き行っておりません。

さらには、GAP認証取得に向けた研修会の開催や、各国の残留農薬基準に対応できる栽培技術の確立など、輸出先での検疫等をクリアするためにサポートしていくほか、認知度向上に向けたプロモーションや販路開拓の強化に取り組んでまいります。

次に、建設業の振興のうち、技術系県職員の確保対策であります。

本県の職員採用試験の応募者数は、この十年で約四割減少し、土木職など一部の技術系職種では、採用未充足の状況が続いております。

このため、応募者の確保に向けて、試験日程を前倒しして実施する早期枠を設けるとともに、総合適性検査として民間企業でも多く活用されているSPI試験の導入を拡大することで、受験しやすい環境の整備に努めてまいります。

特に、学生に対しては、インターンシップの中で県ならではの仕事の醍醐味を体感できる現場見学等を実施しているほか、県内外の大学等に若手職員や経験豊富な職員を派遣し、県職員として働く魅力を直接アピールしているところであります。

今後は、これらの取組に加え、即戦力となる職務経験者の採用枠を拡大するとともに、アキタコアベースを活用して、本県への移住希望者にも採用情報や行政の仕事の魅力を紹介するなど、技術職員の確保対策を強化してまいります。

次に、民間の技術系人材の確保・育成への支援であります。

県では、建設産業活性化センターを設置し、建設業協会との意見交換会等で得たニーズを踏まえ、若手技術者を対象とした受験対策講座や高校生の教材提供などに取り組む団体に対する支援を行っております。

また、県内の建設企業の賃金水準やアピールポイント等を紹介する「建設企業ガイドブック」を作成し高校生等に配布するなど、建設産業への理解を深めるとともに、より身近に感じていただくよう取り組んでまいります。

国においては、来年度から施工管理技士の受検資格が、学歴、実務経験年数にかかわらず一定の年齢以上の者が受検できるように緩和されるなど、人材確保に向けた対策を進めており、県としましても、こうした情報提供も含め、高校生等と業界双方のニーズが合致し、中長期的な担い手確保や人材育成につながるよう取り組んでまいります。

次に、PPP・PFIなど官民連携の取組の推進であります。

人口減少や少子高齢化の進行に伴う厳しい財政運営が見込まれる中、民間のノウハウや経営手法の活用は、コスト縮減などの効果が期待できることから、公共施設等の整備・運営等に関しては、官民連携手法の導入にかかる検討方針に基づき、従来手法に優先してPFI手法等の導入を検討することにしてまいります。

そのため、新県立体育館は、民間の創意工夫や財政負担の観点から、PFI手法により整備する方針としているほか、秋田臨海処理センターにおけるエネルギー供給拠点化事業を進めるに当たり、設計・施工・管理運営を一括発注する手法を採用し、効率的・効果的に業務を進めてまいります。

こうした官民連携を積極的に進めることで、行政が有する資産を最大限活用するとともに、限られた財源の中においても質の高い公共サービスの提供に努めてまいります。

次に、人材確保・育成対策のうち、リスクリング機会の更なる充実であります。

IoTやAIなどがもたらす技術革新は、これまで本県経済を支えてきた下請型・加工組立型の産業構造から、付加価値生産性の高い産業構造への転換を加速させるものと認識しており、その原動力となる人材の育成は、喫緊の課題と捉えております。

このため県では、企業人材としての価値を最大限引き出す「人への投資」を進めるため、従業員の専門的なスキルの習得などに主体的に取り組む企業や、多彩なコースが学べるeラーニング講座の提供による自発

的な学び直しを支援しているところがあります。

また、技術専門学校では、情報技術や介護、美容など幅広い分野において、県内高等教育機関と連携した職業訓練を実施するとともに、特にIT分野では、在職者向けに、最新のデジタル技術に対応した訓練コースを提供しております。

今後はこうした取組に加え、労働者のキャリアアップに向けて専門性の高い資格取得等を後押しする取組を進めるとともに、海外研修や大学での特別履修など高度な研修を通して、経営の中核を担う人材の育成に取り組む企業を、新たに支援する仕組みを創設するための予算を今議会に提案しており、リスキリング機会の更なる充実を図ることにより、「人への投資」を促進してまいります。

次に、高齢者が活躍する機会の確保であります。

定年の引上げなどの法整備が進み、高齢者の就業意欲は高まっており、地域社会を支える担い手として、生涯にわたって活躍できるように、就業の機会を確保していくことが重要であると考えております。

このため県では、高齢者の就業の促進に向けて、技術専門学校での職業訓練を通して、就職に必要な知識・スキルの習得を支援するとともに、ハローワークでは、高齢者のニーズに応じた求人開拓のほか、就職説明会を通して企業とのマッチングを行っております。

また、シルバー人材センター連合会では、これまでの知識や経験を生かせる人材派遣により就業機会を提供しているほか、企業での職場体験や技能スキルの習得に向けたリスキリングにも取り組んでいるところがあります。

県としましては、今後も関係機関と連携し、就職支援と一体となった職業訓練を実施するほか、高齢者の雇用に意欲的な企業の掘り起こしや、マッチングなどのサポートに努めるとともに、短時間勤務など高齢者が働きやすい勤務形態の導入や、高齢者に特化した求人提出などを企業に働きかけることにより、高齢者の更なる労働参加を促進してまいります。

次に、食品産業の担い手等の認証制度創設であります。

本県には、豊富な農産物等を素材とした郷土料理や特産品が数多く存在し、優れた調理・加工技術を身につけた人材が、魅力的な加工食品を製造することで、食文化の伝承と発展に寄与しております。

こうした中、高度な食の人材を認証する県の制度は設けておりませんが、優れた技能者の成果をたたえるため、清酒品評会の最高賞として蔵元の杜氏を表彰しているほか、特産品開発コンクールにおいては、これまでの知事賞等に加え、今年度から次世代を担う若手に対する奨励賞を新たに設けることで、作り手の意欲向上を図っております。

併せて、こうした方々の受賞商品を広く情報発信するとともに、食品製造全般に関する講座の開催や生産性向上のための支援により、人材の育成と食品製造分野の魅力アップに努めるなど、本県食品産業の持続的な発展に向け、様々な取組を進めてまいります。

次に、ライドシェアに対する現状認識であります。
バスやタクシーなどの乗務員が年々減少する中であって、ライドシェア制度は住民自らが運行に携わることで、既存の交通手段を補完する役割が期待できることから、県としましても、国による制度設計を注視してまいりました。

こうした中、今般示された国の制度案は、都市部や観光地で不足するタクシーの補完を主な狙いとしており、課題とされていた安全の確保や既存事業者との競合回避の面では改善が図られたものの、タクシー事業者が少ない地域への導入や、高齢者の利用においては難しい側面があるものと受け止めており、地方への導入に当たっては、こうした点の整理が必要になるものと考えております。

次に、市町村への働きかけであります。今般示された国の制度案では、都市部以外での導入に必ずしもなじまない面があることから、まずは、市町村や事業者等と共に検討会を立ち上げ、地域における住民の移動ニーズやタクシー営業の実態などを把握しながら、導入に向けた課題

の抽出・整理に取り組むことしております。

その上で、受皿となるタクシー事業者が存在しない地域への導入や、高齢者でもストレスなく利用できる制度の構築に向け、国に対し、地域の実情を説明しながら、制度の改善を要望していくことで、ライドシェアが地方においても、交通ネットワークの中にしっかりと位置づけられ、十分に活用されるよう、将来を見据え、取組を進めてまいります。

次に、スタートアップの創出環境の整備であります。

スタートアップは、地域の課題を自ら掘り起こし、その解決に向け、創造的で独創的なサービスを提供することによって、社会全体に新しい価値をもたらすビジネスモデルの一形態であります。

本県において、スタートアップを目指した取組はまだ少ない現状にあります。本県において、「若者チャレンジ応援事業」では、地域の課題に自ら取り組みようとする県外出身の若者や移住者が増えてきており、その取組の中には、従来の価値観にとらわれない、新たな発想力を生かしたサービスが提供されているケースも少しずつ現れてきております。

こうした若者等の活動をスタートアップにつなげて、ビジネスとして持続的に発展・成長できるように、県では来年度から、各種支援を提供する産学官金のネットワークを構築するほか、学生など若年層向けの意識醸成を図るなど、スタートアップの創出環境の整備に向けて本格的に取り組むことにし、今議会に予算を提案しているところであります。

県としては、地域課題の解決に向けた斬新なアイデアを持つ若者等が、秋田で大いに活躍し、その取組を県内外に広く発信できるように、県内大学や市町村とも連携を深めながら「スタートアップによる課題解決の先進地秋田」を目指してまいります。

次に、青少年の薬物乱用の防止のうち、再犯防止に向けた地域社会との連携であります。

県では、薬物事犯などの再犯防止について、令和二年三月に策定した再犯防止推進計画等に基づき、相談支援窓口を本年度新たに開設し、犯

罪や非行をした人を地域の医療・福祉サービスにつなげるなど、地域社会を挙げて再犯防止に向けた体制整備に取り組んでおります。

また、薬物乱用を繰り返すことにより薬物依存症になる方もいることから、子ども・女性・障害者相談センターを中心に、薬物依存症の当事者やその家族からの相談に対応するほか、薬物依存症の仕組みを理解し、対処行動を身につけるための回復支援プログラムの実施や、自助グループとも連携し、回復支援に向けた取組を行っております。

なお、再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの活用については、民間事業者のノウハウを生かした多様で質の高い支援の提供が可能であることや、新たなステークホルダーの参入が促進されるなどの観点から、国が主体となって取り組む事例もあり、新たな支援方法の先行事例として、今後、必要な情報収集に努めてまいります。

私からは以上でございます。

【農林水産部長（齋藤正和君）登壇】

●農林水産部長（齋藤正和君） 私からは四点についてお答えいたします。

まず、農林業の振興のうち、温暖化に対応した農業の推進についてであります。

昨年の猛暑による品質低下を受け、同様の気象条件下でも安定生産ができるよう、実際に品質・収量が確保された優良事例を基に、きめ細かな水管理をはじめ、地力や根域を確保するための土づくりなど、高温への対策を取りまとめているところであり、今後、技術情報を発信するとともに、研修会などを通じて、農家への指導を徹底してまいります。

とりわけ、被害の軽減効果が高いとの声が多かった、登熟期の掛け流しや間断かん水などの水管理について、実証ほを各地域に設置し、水位や水温と玄米品質との関連性を検証するほか、八月中旬以降も高温が見込まれる場合には、土地改良区と連携し、用水の供給期間を延長するなどの対策を講じることにしております。

また、用水を十分に確保できないほ場において、溝切り跡への少量の

通水により、気化熱を利用して地温の上昇を抑え、被害を軽減した事例もあることから、水利条件に応じた対応技術として、普及を図ってまいります。

中長期的には、高温耐性のある新たな品種の育成が重要であることから、これまで「サキホコレ」や「秋のきらめき」を育成し、普及を進めているところであり、これに加え、県内で広く栽培可能な品種の開発とその栽培技術の確立に向け、試験研究を行うこととしております。

また、高温に強い品目であるサツマイモについては、スイーツなどの手堅い需要があり、県内の農業法人が新たに生産・加工に取り組むなど、今後、生産拡大が見込まれることから、本県に適した品種選定や機械化に対応した栽培技術の確立を図ってまいります。

アーモンドについては、国内産の希少性が高く、高値での販売が期待されており、本県における栽培適性や経済性について、試験研究を行うてまいります。

次に、乾田直播による稲作の効率化についてであります。

本県では、稲作の省力・低コスト化技術として、直播栽培を推進してきたところであり、代かき作業が必要な湛水直播を主体として約一千ヘクタールで実施されております。

その中で、乾田直播の場合は、五月上旬の播種までに、できる限り乾いた状態で耕起し、土を細かくする必要があるので、融雪の早い沿岸部を中心に組み入れ、約四十ヘクタールにとどまっております。

近年、稲作経営の大規模化が進み、一経営体当たりの作付面積が拡大する中、乾田直播は、土壌条件によって雑草が多発するリスクがあるものの、代かきや育苗などの春作業を省略できることに加え、排水性に優れ、大豆等との田畑輪換に適していることから、今後の水田農業経営において、必要な技術になるものと考えております。

このため、来年度から、乾田直播に取り組んでいる経営体を対象に、生産技術や作業時間、収量、コストなどの調査を行い、普及の可能性を

探ってまいります。

次に、再造林の現状と今後の方向性についてであります。

昨年度、森林所有者が林業経営体に再造林とその後の保育管理を一括して任せる仕組みを創設したところ、今年度の再造林面積は、目標を上回る六百十ヘクタールとなり、再造林率は四割を超える見込みであります。

今後、さらに再造林を拡大するためには、より多くの森林所有者から理解を得ることが大切であり、収支プランを提示しながら再造林の必要性を働きかける「あきた造林マイスター」の活動を強化し、再造林率を計画的に引き上げられるよう、取り組んでまいります。

将来的には、生育が良く、路網が整備された植栽適地の全てにおいて、皆伐・再造林を行い、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るとともに、標高が高く急峻で植栽に不適なところでは、広葉樹林に転換し、多面的機能を確保するなど、立地条件を踏まえた多様な森づくりを推進してまいります。

次に、森林環境税についてであります。

県では、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を円滑に運用できるように、市町村をサポートする支援員を配置しているほか、境界を明確化するための航空レーザ計測を行っているところであります。

また、森林所有者の経営意欲の低下が課題となっている再造林を推進するため、来年度、「あきた造林マイスター」を増員することとしております。

一方、秋田県水と緑の森づくり税では、森林環境の保全のため、針広混交林化や広葉樹林の再生などに取り組んできたほか、来年度には、クマの出没抑制を図る緩衝帯の整備を強化してまいりたいと考えております。

今後とも、これらの税の活用状況を広く周知し、県民の理解を得るとともに、効果的な事業の展開を図り、豊かで健全な森づくりに努めてま

います。

私からは以上であります。

【建設部長（川辺透君）登壇】

●建設部長（川辺透君） 私からは二点についてお答えいたします。

まず、建設業の振興のうち、入札不調防止対策についてであります。

県では、建設業者の施工状況等を踏まえた発注時期への配慮や、受注者が工事着手日を決めることができる余裕期間制度の活用に加え、昨年末には、国も参画する発注者協議会において、市町村と入札不調対策についての意見交換などを行っており、入札不調はピーク時から減少傾向にあります。

また、年六回程度としていた公共工事の発注見通しを増やせるよう電子入札システムを改修したところであり、今議会において議決していただいた国補正に対応した予算については、昨日、県のウェブサイトに表示しております。

なお、短期間で集中的に改修を進める太平川については、発注ロットの大型化を図り、地域要件を全県に広げるとともに、公告予定時期や工事概要等を来月上旬には公表するなど、入札不調防止対策に取り組んでまいります。

次に、積算単価についてであります。

公共工事の積算に用いる資材価格は、国際情勢の悪化や急激な円安進行などの影響を受けて全国的に上昇しており、本県においても同様の傾向が見られることから、請負代金への適切な価格転嫁の取組が必要と考えております。

県では、毎月出版される建設資材の価格情報や県が独自に行っている市場価格調査に基づき積算単価を決定しておりますが、これまでは、資材ごとに設けていた単価改定基準を今年度から統一し、変動が確認された積算単価は全て改定することにしたほか、独自調査の回数を増やすなどの対策に取り組んでおります。

今後は、資材価格の変動状況に応じて調査頻度をさらに増やすなど、より実勢を反映した設計単価による積算を行い、公共工事の品質確保や円滑な工事の施工に努めてまいります。

私からは以上であります。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 住谷議員から御質問のありました、

教員の精神疾患の状況と対策についてであります。本県の教員に占める精神疾患による休職者の割合は、全国平均より低いものの、その数は近年横ばいとなっており、依然として課題であると認識しております。

教員の精神疾患などに対する相談体制については、これまでも、ストレスチェック後の健康管理医によるストレス相談等を実施しております。また、ハラスメントについては、管理職を通さずに教育委員会に直接相談できる体制があるほか、外部機関の相談窓口の周知も行っているところであります。

管理職への指導については、校長会等において、私自らが、校長としての心構えについて直接伝えているほか、県教委関係者や臨床心理士等外部講師による教員のメンタルヘルスに関する研修や、風通しの良い学校環境づくりなど、管理者マネジメントに関する研修を行っております。今後も管理職の資質向上を図るとともに、服務監督者である市町村教育委員会が行う人事評価を、管理職の登用や配置に適切に反映させていくよう努めてまいります。

また、教育職員の働き方の改善については、長期休業中につきかりと休める体制づくりに努めるとともに、学校サポーター等の配置や部活動の地域移行などの取組に加え、オンライン研修を積極的に取り入れるなど、柔軟で効率的な働き方の実現に一層取り組んでまいります。

私からは以上であります。

【警察本部長（森田正敏君）登壇】

●警察本部長（森田正敏君） 私からは二点についてお答えいたします。

まず、青少年の薬物乱用の防止のうち、薬物事犯の現状と関係機関の連携についてであります。

令和五年中の薬物事犯の検挙数は三十人と、前年を大きく上まわっております。

事犯別の検挙数は、大麻事犯が二十人、覚醒剤事犯が五人、麻薬事犯が五人で、大麻事犯の検挙数が最も多く、この傾向は令和三年から続いており、議員御指摘のとおり増加傾向にあります。

また、大麻事犯の検挙数のうち、三十歳未満の若年層が十一人と約半数を占め、このうち少年は四人となっております。

さらに、令和五年中、薬物乱用で補導された少年は九人で、そのうち大麻の使用による補導が二人、処方薬や市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズによる補導が七人でありました。

次に、薬物乱用防止対策についてですが、県内における少年の薬物乱用事犯は、ここ数年増加傾向にあるため、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーン等による啓発活動などを強化しております。

小学生から高校生を対象とした薬物乱用防止教室においては、ロールプレイなど、参加型の内容とし、自ら考え、学べるよう工夫をしているほか、より踏み込んだ対策として、一部大学から大学が運営する学生向けポータルサイトを活用させていただき予定であり、学生一人一人に注意喚起を図っていくこととしております。

今後、薬物乱用に関する正しい知識とその危険性について、あらゆる機会を通じて、より一層浸透するよう有効な対策に取り組んでまいります。

次に、再犯防止のうち、関係機関の連携についてであります。

再犯防止を図るために、当県警察では、検挙した薬物乱用者または家族に対して、薬物依存に関する相談拠点や専門医療機関、回復支援施設について説明するなどの支援活動を行っております。

今後も再犯防止のため、関係機関、団体と連携した取組を強化してま

いります。

私からは以上であります。

●十五番（住谷達議員） 御答弁ありがとうございます。一点だけ再質問させていただくのですが、スタートアップの創出環境の整備についてなのですが、やはりどうしてもスタートアップという大都市圏に集中しがちで、なかなかやはり地方では進まない取組なのですけれども、一方で大学発のスタートアップというのは、どの地域にも大学はあるので、そういったところは結構やったり、取り組んでいたりするのですけれども、二〇二一年度の状況を見ると、県内、秋田県でのスタートアップというのは十二件というところで、まだもう少しここは伸びる余地があるのかなと思います。そうなってくると、やはり大学の役割というのが本当にこれから、例えば今、今議会にもスタートアップエコシステムに関する様々な予算とというのが出されているわけですが、大学に対する例えばアントレプレナーシップ教育であるとか、そういったところをもう少し踏み込んで取り組むべきなのかなと思います。そういった中で、例えば資料管理。課題先進県であるこの秋田においては様々な課題があるわけで、その課題をどう解決していくか。それはこれから、どこでも取り組まない部分というのが結構あると思うのです。そういった中で、そういった資料管理というのもしっかりと取り組むべきなのかなと思いますけれども、その点というのは今後県としてはどういうふうに捉えていらっしゃるのかお考えをお聞かせください。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） スタートアップをどういうふうに規定するか、定義するかによって違います。今いろいろな面でスタートアップに近いものも含めて、かなりうまくいっているのが若者チャレンジです。例えば男鹿、あるいは横手、相当それが大きくなって、まちの産業界を動かすような、そういうところまでいっている。ただ問題は高等教育機関、大学等の情報発信。大学等を中心とするものについて、まだ若干うちのほ

うは弱いと。例えば、私も関わっておりますが東北大学には、別の財団があつて、そこで全部受けて、大学そのものが様々な資金・技術、その上に地域のベンチャー投資があるという。そういうかなりレベルの高い学術研究、そういうものを中心とするところは非常にまだ弱いです。やはり大学等との連携、これはこれからの課題です。ただ、今回、来年度のスタートアップ、これはそこら辺を見据えて、単発でなくて、いろいろなところと連携しながら、あるネタがあつた場合にそれを伴走型でやっていくという、新年度予算にそういうものが入っています。そこら辺を中心にやっていきますが、また、県大、あるいはA I U、あるいは秋大、こういうところにも学長が中心のコンソーシアムがありますので、各コンソーシアムがちよつと低調になつたんですが、カセム学長がおいでになつてから、これが非常にまた盛んになつてまして。そういう学長の会の連携、そういうところを中心に、まずは大学のほうも学生の、あるいは卒業生、こういうところをフォローアップするようなどころを県も一体となつてやりながら、新しい制度はこういうものがありますと、是非使ってくださいと、そういうふうになつていきたいと思います。私も各学長と今会つてますので、是非そういうところも十分に学長さんにお願ひしまして、各学長さんから各教授のほうに伝わるように、そういうことで具体的にやっていきたいと思います。

●十五番（住谷達議員） どうも知事ありがとうございます。やはりそういった取組がやはりこの秋田県に若者が残る一つの理由になると思ひますので、是非そういう取組を今後とも力強く推進していただきたいと思います。いろいろにお願ひして終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

●議長（北林丈正議員） 十五番住谷達議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	四十名
一 番 出 席 議 員	櫻 田 憂 子
二 番 佐 藤 光 子	高 橋 健
三 番 山 形 健 二	小 棚 木 政 之
四 番 武 内 伸 文	瓜 生 望
五 番 高 橋 豪	松 田 豊 臣
六 番 島 田 薫	薄 井 司
七 番 加 賀 屋 千 鶴 子	宇 佐 見 康 人
八 番 佐 藤 正 一 郎	児 玉 政 明
九 番 住 谷 達	小 野 一 彦
十 番 小 山 緑 郎	沼 谷 純
十一 番 鈴 木 真 実	小 原 正 晃
十二 番 加 藤 麻 里	佐 々 木 雄 太
十三 番 三 浦 茂 人	鈴 木 健 太
十四 番 杉 本 俊 比 古	今 川 雄 策
十五 番 佐 藤 信 喜	石 田 寛
十六 番 高 橋 武 浩	竹 下 博 英
十七 番 渡 部 英 治	工 藤 嘉 範
十八 番 原 幸 子	三 浦 英 一
十九 番 加 藤 鉦 一	川 口 英 一
二十 番 柴 田 正 敏	鈴 木 洋 一
二十一 番 鶴 田 有 司	

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（鈴木健太議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十四番宇佐見康人議員の発言

を許します。

【十四番（宇佐見康人議員）登壇】（拍手）

●十四番（宇佐見康人議員） 自由民主党会派の宇佐見康人です。

質問の機会をいただき、先輩、同僚の皆様感謝申し上げます。

今回で、十回目の一般質問となります。本県の最重要課題である人口減少の克服に向けて、時には生意気な発言となったこともあるかもしれませんが、これまで県当局の皆様には、真摯な答弁をいただき感謝いたします。県勢発展の一助になればと思いつながら、議論を重ねたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

未来の秋田を支える若者が期待を抱けるよう、希望を抱けるように、児童福祉の向上など、これまでの取組をさらに磨き上げるためにも、子育て世代を中心に県民の声を届けられるように精進してまいります。

一般質問最後の登壇となると先輩たちと重複する質問がありますが、私なりの視点ですので通告どおり質問をさせていただきます。

はじめに、防災・減災対策に関連して、今後のソフト対策の強化について伺いいたします。

今年の元旦に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方へ心より御冥福をお祈りいたします。また、被害に遭われた方々や避難生活を送られている方々へお見舞いを申し上げます。

改めて、自然災害はいつ発生するか分からないということ、そして、日頃からの備えが非常に重要であるということを痛感させられました。

これから被災地域の日も早い復旧・復興に向けた支援をしていくことは当然ですが、同時に、我々はこうした災害を教訓に本県で同様のことが発生した際に迅速に対応できるように、現状のマニュアルの見直しや想定してきた災害による被害範囲の確認など、住民の安全の確保に努めていくことも必要です。

そのような観点を踏まえながら質問をさせていただきます。

今回の能登半島地震では、道路などのインフラが分断されたことで、

被災地で救助活動を行う自衛隊や消防の安全確保が難しい状況に陥り、救助体制を整えるまで時間がかかったほか、被災地へ支援物資を運ぶことも困難になるなど、様々な課題が浮き彫りとなりました。

これを本県に置き換えますと、来年度当初予算の気候変動等に対応した防災力の強化の中で、ソフト対策として男鹿半島地域等の検討事業があるように、男鹿市の一部地域でも同様のことが起こり得る可能性があるという、迅速な対応を可能とするためにも、災害が起きる前にあらかじめこういった行動を取るべきか想定しておくことが必要となります。

この点に関しては、今後、協議を進めていくことですが、その場には是非、自衛隊や消防等の実際に現場で救助活動に当たってくださる組織の方々や、初動で対応に当たる可能性の高い周辺市町村の方もメンバーとして意見聴取をしていただきたいと思います。

また、来年度実施予定の協議については、男鹿半島と大館鹿角の一部地域を対象とした有識者などによる検討とのことですが、男鹿半島以外にも道路が分断されることで支援が困難になり得る地域や、本県特有である豪雪地帯では、冬季の救助活動も検討する必要があります。

そのような地域の救助や支援の在り方などもある程度想定しておくべきであり、日常の移動手段が不可能となった場合の支援物資を届ける方法や、救助活動を迅速に行うに当たって、弊害となり得る可能性のある地域の洗い出しも行う必要があるのではないのでしょうか。

また、救助に行くのが困難な地域のほかにも、想定される最大規模の津波等が発生した際には、物理的に迅速な避難が難しいであろう地域があるのも事実です。そうした地域については、避難体制の構築も急務であり、各市町村との連携も重要となります。

今回の能登半島地震の災害を教訓にしたとしても、先に述べたような様々な検討事項があり、今後、県が進める検討が本県の防災力強化にとって、非常に重要であると考えます。

既に他の地域にも展開していくとの答弁もありましたが、知事にお伺

いたします。来年度から進める男鹿半島地域等防災・減災対策検討事業において、どのような組織体制で、何に重点を置いて協議していくのか、また、その他の地域も含めて、今後、ソフト対策について、県全体をどのように強化していくのか、県の方針をお聞かせください。

次に、防災意識の向上についてお伺いいたします。

先ほど挙げたような災害発生時に救助に行くことが困難な地域では、すぐに助けに行きたい、助けに来てほしいという気持ちとは裏腹に救助に行けるまで、時間がかかってしまうというのも現実の問題であります。何度か述べておりますが、大規模な災害時には、救助を担う方々も被災者となる可能性があるほか、今回の災害でも分かりましたが、現地の状況が把握できるまではすぐに救助に行けるわけではありません。

こうしたことを踏まえても、普段の家庭における防災備品の備えや食料の備蓄などについて、再度、強く啓発すべきです。救助が困難になり得る地域以外でも家庭や職場での備蓄についての強化は必須であり、自助できる人を増やすことで、結果として救える命が増えるということ強く認識してもらい必要があると感じます。

道路や補給路の分断や、例えば備蓄倉庫の被害などで災害支援が遅れた際には、家庭や近隣の人たちで最低でも二、三日生き延びられる備えをしておくことは、自らの命も、そして周りの命も守ることにつながります。

何よりも、被災者を減らすことは、障害者、高齢者、子どもなどいわゆる「災害弱者」とされる人たちを守ることにつながります。

県もこれまで、自主防災組織の機能強化を進めてきたところですが、現状、その効果をどのように捉えているのでしょうか。

今後も自主防災組織の強化を進めながら、市町村と連携し、地域の防災拠点等の備蓄状況を可視化、いわゆる地域防災力の見える化により、個々の防災意識向上につながるような仕組みづくりを検討する必要もあるのではないのでしょうか。

そして、防災意識の向上の一端として欠かせないのは、災害発生時にどういった行動を取るのか事前に把握をしておくことです。

大規模な災害が発生した際に、国による救助体制を整えるまでには、多少の時間がかかりますし、能登半島地震のようなケースでは、助けに行けない、むやみに動く二次災害等につながる危険性も高まるということを改めて痛感しました。

また、発災直後は人命救助や交通網の整備など、多くのリソースを国に割いてもらう必要があります、こうしたときには、県や市町村は、最前線ではなく、後方支援とも言える災害で命が助かった人たちのケアなどをスムーズに行っていたいただきたいと考えます。

また、被災地での移動制限に関する情報等においても、中には、発信された内容とは異なる情報を伝える人もおり、そうした多重化した情報の中では、現場側も混乱してしまい、こうした災害時の混乱を防ぐためにも、情報ツールが多様化している現代における災害情報発信の在り方や受け取る側の正しい捉え方も強化する必要があるのではないのでしょうか。

そして、国、県、市町村の役割を我々住民も事前知っておくことで、無用な混乱を避けることができますし、二次災害を防ぐことや被災者への安心感にもつながると考えます。

そこで危機管理監にお伺いいたします。市町村と連携した地域防災力の見える化や災害時の国、県、市町村の役割を事前に伝えておくことで、不要な混乱を未然に防ぐことにつながると考えますが、普段からの備えの強化や災害時に混乱なく適切に行動を起こせるよう分かりやすい情報の伝わり方も踏まえて、今後どのように県民の防災意識を向上させていくのか、県の御認識をお聞かせください。

次に、災害時の医療提供体制についてお伺いいたします。

大規模な災害時において、忘れてならないのは、先に触れた「災害弱者」の命を守ることです。昨年九月の総括審査でも取り上げましたが、

大規模災害時は、障害を持たれている方の死亡率は約二倍近くあるともされています。そして、災害関連死についても、同様の傾向があるときれている中、災害時に誰も取り残さないよう多様な人を想定した共助、公助の対応が必要となります。

先日、地元紙で病院での備蓄や防災機能が必ずしも十分ではないという記事を拝見しましたが、「災害弱者」の命を守るためには、こうした医療機関の災害時のケアが重要となります。今回の能登半島地震でも、災害派遣医療チーム等の活動が注目されました。

当然、これまで県も救急医療の充実や専門人材の育成など、医療機関と協力して進めてきたと思いますが、今後さらに、災害拠点病院以外の病院や地域の診療所における防災機能の強化が必要となってくるのではないのでしょうか。

そこで健康福祉部長にお伺いいたします。本県の災害時における医療提供体制の現状をどのように捉え、実際に災害が発生した際には、入院患者だけではなく、発災地域の医療的なケアについて、今後どのような対策を進めていくのか、お考えをお聞かせください。

次に、インクルーシブな防災についてお伺いいたします。

近年では、県内でも数年に一度と言われるレベルの大雨が連続して発生し、昨年七月の大雨のほか、東日本大震災、阪神・淡路大震災など、災害の激甚化・頻発化の傾向は収まりそうにありません。

今後の災害にどういった備えが適切か正しい知識が必要だと思ひ、東日本大震災や能登半島地震で被災された障害者の方、被災地で障害者の方々を支援している方から直接お話を伺いする機会をいただきました。

障害の種類や症状により、具体的に必要となる支援はそれぞれ違いますが、共通して言えるのは、災害が発生してから行政からの情報を得るまでにタイムラグがあり、取るべき行動が十分把握できていないということ。そのほかにも、避難訓練等の機会が少ない。避難したとしても住み慣れた家とは勝手が違い周りに迷惑をかけてしまうと思ってしまう、

避難するのに気が引けてしまう。避難所ではほかの人も被災者なのでサポートをお願いしづらいなど、その悩みや懸念は多岐にわたります。

また、視覚障害者の方からは、被害状況が分からず一人では移動できない。配布物・掲示物の情報を得にくい。不審な人なのか見分けられないといった話を伺いました。

聴覚障害者の方からは、通信障害などで携帯電話が機能しなくなった場合、遠方にいる家族と連絡を取り合う手段がなくなってしまう。困っていることを、すぐに誰かに伝えることができない。補聴器の充電や十分な電源の確保が困難であったとお聞きいたしました。

そのほか、知的障害、精神障害、高次脳機能障害等の方々は、いつもと違う状況に落ち着かなく混乱してしまう。普段の慣れている支援者以外とのコミュニケーションが希薄なため、避難所等での意思疎通が難しいといった話をお伺いいたしました。

そして、ヤングケアラーの場合は、頼ることができない人がいなかった、自宅避難をしても把握してもらえなかった上、それを誰かに伝える手段を知らなかったという懸念があります。

これらは、被災された経験のある障害者、その家族、支援者から実際に聞いた声ですが、普段から避難訓練や啓発などの備えをしつかりと行っておくことである程度の対応は可能でしょうし、大切な命を守るためにも障害を持たれている方や家族、支援者の方たちとも連携し、普段から課題を明確化していくことで、どんな対応が必要か見えてくると考えます。

また、我々もそのような状況になったときに迅速に共助ができる状態にしておく必要があります、障害者本人への支援は当然ですが、その家族や支援者への対応も重要であるということが分かりました。

特にヤングケアラーの状況で被災しますと、より厳しい状況に置かれることが想定されますので、普段からコミュニケーションが取れる体制を構築していく必要があります。

秋田県身体障害者福祉協会のウェブサイトで、障害者防災マニュアルを公開しています。また、昨年十二月には身体障害、知的障害、精神障害の三団体から、一人一人の個別避難計画を定めるよう市町村へ働きかけを求める要望書が提出されています。

そこで健康福祉部長にお伺いいたします。大規模災害が起きた際に周りのサポートが必要な要配慮者に対し、七月の大雨被害や今回の能登半島地震を教訓に、避難所等においてどのように支援していくことが必要と考えているのか、県の御認識をお伺いいたします。

そして、昨年九月の総括審査では個別避難計画について、八市町村が未策定とのことでしたが、一日も早く調整し策定につながることを求めます。この計画の策定によりインクルーシブな防災意識が高まり、同じく災害弱者となりやすいと言われる高齢者、子ども、女性にとっても有益なことになるのではないのでしょうか。

来年度予算では、防災意識向上普及促進事業が盛り込まれておりますが、インクルーシブな防災の観点を持ち、「災害時に誰も取り残さない」ために、防災意識の向上と合わせて、市町村と連携した個別避難計画の見直し・策定や実際の災害時に適切な行動が取れるよう、福祉施設や地域と一体となった普及・啓発に努めていくべきと考えますが、危機管理監の御認識をお聞かせください。

次に、首都圏等で大規模災害が発生した際の対応についてお伺いいたします。

昨年六月の一般質問でも指摘したことはありませんが、今後三十年以内に約七〇から八〇%の確率で発生すると言われている首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合には、首都圏及び西日本だけではなく、日本全国に及ぼす影響は計り知れません。

特に首都直下の場合は、経済活動や政治など、東京に一極集中している現在の状況下では、あらゆる面で日本の機能が停止してしまう可能性も指摘されており、東京一極集中の是正は、その重要性が増してきてい

ます。

しかし、政府のワーキンググループでは、災害への対応方針、被害規模などは調査を進めています。全国への影響などの記載は限定的となっておりません。

我々地方に暮らす者にとっては、当事者としての大規模災害への備えに加え、間接的ではあるものの油断してはならない、首都圏で災害が発生した場合のリスクに対しても備えが必要ではないでしょうか。

そこで知事にお伺いいたします。首都直下地震のように、今後日本の中心都市に大規模な被害が生じた場合、物流や経済活動、政治などあらゆる面で本県にも間接的な被害が想定される中、本県独自にどのような対策が必要なのか、県の方針をお聞かせください。

次に、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例についてお伺いいたします。

同条例が制定されてから間もなく二年が過ぎようとしています。これまでも何度か同条例への要望や改善すべき点について議論を交わしてきましたが、現状について再度確認すべき必要があるのではないかと感じています。

制定に至る過程では、女性のスペースを守っていただくこと、性自認だけに頼ることなく、相互理解を深めていくための取組を行っていくなどの県の姿勢を確認することができたことに感謝しています。

同条例が制定されるまでの間、質疑をさせてもらった際に、課題を抱えている当事者からは好意的な反応をいただくことが多かった一方で、そういった方たちの支援者の方の中にも質疑そのものを「差別ではないか。」と指摘される方もありました。

当然、そうした指摘もしっかりと受け止めながら、当事者の声が大切だと考えているからこそ、その声が届くように課題解決に向けて質問を投げかけてきたつもりです。

最近では、全国的に性自認を起因とした女性用スペースへの立入り事件

などもありますし、他国ではありますが、女性スポーツへの参加に関してスポーツ仲裁裁判所に提訴した方もいます。多様な社会を築いていく上では、一方の権利だけを尊重し、他方、この場合は女性の権利が侵害されるような状況は双方にとって好ましくはありません。

また、様々な差別に対して、理解を示しているふりをするように見え、話合わせるといふ方、たたかれるのではないかと、批判されるのではないかと、何かレッテルを貼られるのではないかと、漠然とした不安を背景に議論すら許されないと感じる方もいるとお伺いしております。

重要なのは、様々な差別等を正しく理解し、こうした制度や条例の悪用を許さないということです。同時にそうした議論そのものを封殺するような空気にも危機感を覚えます。

そこで丹治理事にお伺いいたします。同条例制定後のこの二年の評価と差別などに関する改善状況、多様性に満ちた社会に向けた本県の取組について、進捗状況と今後の課題、取組方針をお知らせください。

次に、人口減少対策について、今後の強化、改善も含めてお伺いいたします。

これまで、一般質問や総括審査において、私も含めて多くの方が人口減少問題、少子化問題について取り上げてきました。しかしながら、結果としては大きな改善のトレンドを見せることなく長年経過しています。

私個人の思いとしては、これまでの秋田県の取組、各種施策自体は他の自治体に見劣りするものではなく、平均よりも優れた支援であったと思っております。それゆえに、効果が限定的であったというのは非常に残念でなりません。

課題を挙げますと、第三子以降の保育料無償化のように制度創設時に利用できる人が限定的で分かりにくかったことや、子育て支援なのか、人口減少対策なのか、貧困対策なのか明確にしないまま進み、何のためをやっているのか理解してもらえなかったことなどが、効果が限定的で

あった理由であると思っております。

これまでも述べてきましたが、有益な支援が対象者に伝わらなかったことや、周囲の人からの反発などにより、効果が限定的なものになってしまったのではないのでしょうか。

昨年六月の一般質問の際に、知事は来年度予算を「インパクトのある予算」にしたいとおっしゃっていましたが、これから出会い、結婚しようと思う若い人たちにとって「希望が持てるメッセージ」もより重要であると思えます。

民間の調査によりますと、二〇二五年に大学や大学院を卒業する見込みの学生約五人に一人に相当する一九・二%が「子どもは欲しくない」と考えていることが分かりました。二十四年度卒が一三・一%であったので、前回から大幅に増加しており、内訳を見ますと「子どもは欲しくない」と回答した女性が二三・五%であり、男性の一・一%を大きく上回る結果となっております。

子どもが欲しくないと思う理由としては、「うまく育てられる自信がない」といった意見が五七・四%、「自分の時間がなくなる」といった意見が五一・五%と大半を占めており、ほかにも「経済的な不安や精神的に不安を感じる」、「子どもを持つ必要性やメリットを感じない」などの理由も多く見られました。学生の場合、物価高や不透明な社会情勢などにも左右され、将来や経済面の漠然とした不安が影響しているものと思えます。

また、全国の二十歳から四十歳の働く女性三百名を対象に行った別の「働く女性のこどもに関する調査」結果では、「子どもを産みたいとは思わない、もしくは産む予定はない」と答えた女性が四四%、「子どもを産みたいと思っているが、産む予定はない」と答えた人が二〇%となり、現在子どもがいらない働く女性のうち、六四%の方が「子どもを産む予定はない」という結果となっております。

理由としては、「欲しいとは思わない」、「自由がなくなる」といっ

た意見に次いで、「子どもを産む・育てる自信がない」などであります。こうした調査結果から、経済的な不安もさることながら「育てる自信がない」、「責任を負う自信がない」などの理由からも考えられるように、精神的な支援を行っていく必要性がある時代になったのではないかと感じていきます。

同時に、働く女性に対しては、子どもを理由に、自分の夢を諦めなくてもいい社会をつくっていかねばいけないものだと思います。キャリアを諦めるか、子どもを諦めるかの二択ではなく、どちらも諦めることなく、子どもを産み育てることが楽しいと感じられる充実した社会の実現を秋田から目指してはどうか。それが、子どもを一人でも増やすために必要なことだと考えます。

これまでも、女性活躍の支援やキャリア継続支援、プレパパをはじめ、子育て支援などの事業を通して家事・育児の楽しさや、キャリアの継続支援などを行ってきましたが、アンケート結果のような漠然とした不安に対し、希望が持てるような施策も是非展開していただきたいと考えます。

そこで、インパクトのある予算に加えて、秋田での子育てに「希望が持てるメッセージ」を継続して発信するべきだと思います。これまで、人口減少対策に全身全霊で取り組んできた佐竹県政だからこそ、強力なメッセージというのは、検討の余地があるかと思いますが、結婚、出産、子育てに自信が持てない人たちのマインドを変えていくための方策について、知事のお考えをお聞かせ願います。

最後に、佐竹県政の評価と今後についてお伺いいたします。

佐竹知事は、これまで四期十五年を秋田県の課題解決に向けて御尽力されてきました。

私と知事とは、まだ五年ほどしか御一緒できていませんが、この短い五年間を見ても齒に衣着せぬ発言で県民から愛され、時に問題のある発言があったとしても、そこはしっかりと反省しながら素早く切り替え、ポ

ジティブな方向に変えるなど、その政治的な手腕と機転の鋭さは、一政治家としてもうらやましく思っています。

これまでの答弁では、知事は今任期を最後に、後継の指名をせず知事職を勇退されるとお答えしております。

たとえ後継指名せずとも、これまでの十五年の経験やこれまでの思いを、我々若手をはじめ政治や行政に携わる人たちへ伝える機会を是非設けていただきたいと感じます。

この場をお借りして申し訳ありませんが、取り組んでこられた秋田の県政の核となるこれまでの「プラン」の評価と、残りの任期で秋田県が抱える課題に対し、何を中心に取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。また、退任後の県政に望む姿がありましたら併せてお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●副議長（鈴木健太議員） 県当局の答弁を求めます。

●【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 宇佐見議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、防災・減災対策であります。

能登半島地震においては、半島特有の地理的条件により、災害発生時の応急対策や被災者支援に支障が生じたところであります。

このため、来年度設置する検討委員会の構成につきましては、学識経験者や輸送・福祉・ライフライン分野などの関係機関のほか、実際に捜索・救助活動を行う方々の意見を対策に反映させる観点から、自衛隊や海上保安部、関係消防本部、警察等を想定しており、周辺市町村にもオプザーバーとして参加していただく予定であります。

検討委員会におきましては、能登半島地震における課題を踏まえ、半島地域での救助活動や避難所運営、物資輸送、孤立集落対策などに重点を置いて協議してまいります。

また、内陸部や中山間地域での災害発生などを想定し、鹿角・大館地域を対象として、内陸部における孤立集落対策をはじめ、ライフラインの復旧対策や冬季における救助活動、避難所運営などについても検討することにしております。

こうした検討の結果について、県内の他地域にも展開していくほか、防災アドバイザーの派遣による意識醸成やマイタイムラインの普及啓発、地区防災計画の作成支援などにより、地域の防災力向上を図るとともに、住家被害認定調査研修の実施や次期総合防災情報システムの整備等を通じて県及び市町村の災害対応力を向上させるなど、県全体の防災・減災体制の強化を図ってまいります。

次に、大規模災害への対応であります。

首都直下地震などの大規模な災害が発生した場合には、本県においても、物流機能の低下により、食料品や日用品、燃料等の供給が大きく縮小することが見込まれるほか、首都圏における生産活動の低下により、部品や原材料などの入手が困難になり、工場の操業停止や操業規模の縮小を余儀なくされることが想定されます。

このため、県では、日頃から食料・飲料等の家庭内備蓄を行うよう、県民に対し働きかけているほか、企業に対しては、災害時に備えたサプライチェーンの強化を含むのBCP策定が重要であることなどの周知を図っているところであります。

また、発災時においては、食料品や生活用品の需給状況を踏まえて、県の備蓄物資や、災害協定に基づき企業から提供される物資を県民に対し供給するほか、関係機関との協定に基づく、公共交通機関の運行等に最低限必要な燃料の調達、港湾施設や高速道路を活用した物流機能の確保等により、県民生活と企業活動への影響をできる限り抑制するように努めてまいります。

次に、人口減少対策であります。

近年、若者が結婚や出産・子育てに関して前向きなマインドを持つこ

とができないのは、精神的な負担感が経済的負担と相まって、不安を増長させているためではないかと考えております。

現代のような成熟した社会においては、結婚、出産に関する価値観が多様化し、地方の一自治体としてできることには限界があるものの、子どもをより良い環境で健全に育てることが可能であるという将来展望が、不安を解消する前提になるものと認識しております。

このため、大上段な考え方はあると思いますが、県民が郷土に誇りを持ち、現時点では様々な課題が数多くありますが、自らの力を信じ、将来の秋田の姿に明るい展望を抱くことが重要であり、県としても、産業施策や様々な子育て支援策の充実によって、若者のマインドを前向きな方向に導いていく必要があるものと考えております。

加えて、国においては、厳しい国際情勢にあります。我が国の持続的な成長に向けて、明るいビジョンを見据えた産業政策や、国際的な地位の向上に大胆に取り組んでいただきたいと思っております。

県としましても、来年度策定する「こども計画」において、当事者の視点を尊重し、県民の皆さんの理解を得ながら、みんなで子ども・子育てを応援する環境をつくり、子どもを生み育てることに喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、これまでの県政の評価と今後であります。

私は、平成二十二年に策定した「ふるさと秋田元気創造プラン」をはじめ、県政運営の指針であるプランに基づき、本県の自立と発展に向けた施策にスピード感を持って取り組んでまいりました。

これまでに、輸送機や洋上風力発電をはじめとした成長分野への参入促進による産業振興に加え、園芸メガ団地等の整備による複合型生産構造への転換、あきた芸術劇場ミルハスの開館による文化振興のほか、全県に広がる高速道路網の整備や台湾からのチャーター便就航など、各方面において一定の成果を挙げてきたものと認識しております。

来年度においては、新プランに掲げる各般の施策を着実に推進すると

ともに、新たな奨学金返還助成制度の創設や成長産業の中核を担う人材確保に向けた企業支援など「未来の秋田を支える人への投資」と、抜本的な治水対策など「気候変動等に対応した防災力の強化」に重点的に取り組んでまいります。

まずは、残りの任期に全力を尽くしてまいりたいと考えており、現時点で私から申し上げることは特にございませませんが、あえて申し上げますと、人間の生存に不可欠な食料やエネルギー、水資源をかん養するための森林など、本県の強みを生かし、未来を切り拓いていくことが、県政運営の基礎となることに変わりはないものと考えております。

いずれにしても、次の代の方には、激動する時代にあつて、変化を的確に捉えながら、県民誰もが豊かに暮らせる秋田の実現に向けて取り組んでいただくことを望むものであります。

私からは以上であります。

【理事（丹治純子君） 登壇】

●理事（丹治純子君） 私からは、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例についてお答えいたします。

本条例に基づく取組については、各分野の専門家で構成される有識者会議などで、テレビCMや副読本といった広報・啓発が充実している旨の評価を得ているところであります。

これら取組の効果として、県民意識調査において差別等を感じる人の割合が年々増加していることから分析すると、無意識に行われる様々な差別の存在について、県民が徐々に認識するようになってきていることが挙げられます。

条例制定から間もなく二年が経過するところではありますが、差別等を全く感じないとする人の割合がまだ二割程度あること、差別と気づいても行為が続けになってしまう人がいること、一方の権利を尊重すると他方の権利が侵害されるような行為への対応が難しいことなどの課題を把握しております。

こうした課題の解決に向けては、有識者会議やワークショップの意見を踏まえ、新たな手法を取り入れながら広報・啓発を継続していくほか、差別を受けた当事者の声を聞き、広く県民に伝えていくことや、どのような支障が生じているのかを正しく理解することで、差別に関する意識の醸成を図り、優しさと多様性に満ちた社会づくりを推進してまいります。

私からは以上であります。

【総務部危機管理監（兼）広報監（伊藤真人君） 登壇】

●総務部危機管理監（兼）広報監（伊藤真人君） 私からは二点についてお答えいたします。

まず、防災意識の向上についてであります。

県では、これまで、県民に対し、食料・飲料等の家庭内備蓄をはじめ、避難場所や避難経路の確認など、日頃からの備えについて、防災アドバイザーによる講習等を通じて呼びかけるなど、県民の防災意識の向上に努めてまいりました。

災害は、いつ・どこでも起こり得ることから、引き続き地域における防災情報の活用と「命を守る行動」の定着を図るため、ハザードマップの一層の周知やマイタイムラインの更なる普及啓発など、より迅速な避難行動につながる実践的な取組を推進してまいります。

一方で、災害による被害の拡大を防ぐためには、地域住民同士で支え合う共助の取組も重要であることから、県では、自主防災組織の新規結成と活動の充実を図っているところであります。

ここ五年間で、新たに百三十三の組織が結成され、昨年四月一日現在の自主防災組織数は三千三百四十八に達しているほか、各地域において、平時は災害危険箇所の把握・点検や防災訓練の実施、災害発生時には迅速な災害情報の伝達や避難誘導等を行っているところであり、令和四年八月の豪雨災害においても、地域住民に避難を呼びかけ、土砂が住宅地に到達する前に避難を完了させるなど、自主防災組織の取組は、着実に

地域防災力の向上に貢献しております。

また、地域防災力の見える化については、地域住民が災害発生時ににおける自分たちの役割を認識し、迅速な避難行動につながるよう、要支援者の避難支援の方法や備蓄の在り方などを、住民自らが話し合い、地区防災計画を作成する取組を支援し、県内に普及させてまいりたいと考えております。

災害情報の受発信については、信頼のおける情報を発信している行政機関や交通・ライフライン関係などのウェブサイトを、県防災ポータルサイトで周知するとともに、県の広報紙やウェブサイトのほか、来年度から運用を開始する公式LINE等を効果的に活用し、県民のニーズに応じた、正確な情報の発信に努めてまいります。

次に、インクルーシブな防災のうち、市町村等と連携した普及啓発についてであります。

災害発生時に高齢者や障害者などを含むあらゆる人を取り残さない防災を実現するためには、平時から防災意識を普及啓発することが重要と考えております。

個別避難計画は、発災時に避難行動要支援者が適切な支援を受けるために有効であるほか、計画策定時を通して関係者の防災意識を向上させる効果も期待できることから、県ではこれまで、市町村に対して研修やワークショップを開催し、計画の重要性に係る講義や、市町村間の情報共有、先進事例の提供などを通じて、計画の策定を働きかけてきたところであります。

昨年十一月には、新たに一市が計画の策定を公表し、現在は七市町村が未策定となっておりますが、要支援者全体をカバーするには十分でないことから、引き続き計画策定を促進するとともに、既に策定済みの計画についても、その後の状況変化に応じて適宜見直しを図っていく必要があります。

このため、今後、災害福祉広域支援ネットワーク協議会を通じて福祉

施設や地域との連携を図るとともに、県内市町村の中には、福祉関係者や地域住民と連携して、適切な避難行動の周知や、要支援者と支援者のマッチングを行いながら、計画策定に取り組んでいる事例があることから、これを他の市町村にも展開し、計画の策定や必要な修正を行うよう働きかけてまいります。

私からは以上であります。

【健康福祉部長（高橋一也君）登壇】

健康福祉部長（高橋一也君） 私から二点についてお答えいたします。

まず、災害時の医療提供体制であります。

大規模災害時には、病院や診療所自体が被害を受け、地域の診療機能が低下することが想定されることから、災害拠点病院をはじめ、入院患者を受け入れている病院に対しては、災害・救急医療情報システムにより被害状況等の情報共有の迅速化を図るよう、訓練等を通じて要請しているほか、業務継続計画の策定や、耐震化、止水板、非常用発電設備の整備を支援しているところであります。

また、医療機関自らも医薬品や医療用ガスの優先供給協定を締結しているほか、透析用の水や入院患者用の食料を備蓄するなど、災害対応力の強化に努めております。

しかしながら、昨年の大雨の際は、医療機器が水没するなど、一時的に休診を余儀なくされた医療機関が複数あったことから、平時から地震や水害に備えた対策をとるよう、県医師会などとともに、周知を図っているところであります。

加えて、診療機能の低下に対しては、その回復までの間、地域全体でカバーする必要があることから、災害医療に従事する人材を育成するため、スキルの向上を目的とした研修会を充実させるほか、災害拠点病院や地域の救急医療機関、地域医師会等による定期的な訓練の機会を通じて災害医療に関する知識の習得を図るなど、地域医療に係る防災力を強化してまいります。

次に、インクルーシブな防災のうち、要配慮者への支援であります。

県では、これまでの大規模災害では、避難所において、要配慮者等に対して支援を行う災害派遣福祉チームや災害派遣精神医療チーム、保健師等を派遣し、福祉・医療ニーズの把握、スクリーニングによる二次避難所等への誘導、日常生活上の支援などを行ってきたところであります。

しかしながら、今般の能登半島地震では、福祉避難所の開設が遅れたことに加え、福祉専門職のマンパワー不足等により、特性やニーズがそれぞれ異なる高齢の方や障害のある方、妊産婦などへの支援の遅れなどの課題が明らかになったところであります。

また、災害発生時において、自らの行動が制約される要配慮者については、安全や心身の健康状態に対する配慮が求められていることから、避難や避難誘導、避難所生活等に至るまでの各フェーズに応じた支援について、平時から備えておくことが重要であると認識しております。

こうしたことから、県社会福祉協議会や関係団体等と連携しながら、災害派遣福祉チームの派遣体制の整備や、県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の開催などにより、災害時において、要配慮者一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を機動的に行えるよう、平時から体制の整備に努めてまいります。

私からは以上であります。

●十四番（宇佐見康人議員） 二点ほど再質問させていただきます。

直接、通告と質問の内容からちよつと逸脱してしまうかもしれないですけれども、インクルーシブな防災を目指していく上で、今日ちよつと一般質問に登壇しますとSNSに上げたところ、いわゆるLGBTの当事者の方からメッセージをいただいたのですが、その中で、同性同士のパートナーで、災害が発生した際に安否確認——家族であれば簡単に安否確認はできるのだけれども、同性パートナーであれば、パートナーシップ制度に登録していれば簡単にできるのでしようけれども、そういう登録をしてない方の安否確認というのは、なかなか厳しいのかなと

安を抱いておられました。それで、今、多様性条例の中でもパートナーシップ制度を行っていますが、そういった方たちにも是非、災害発生後の安否確認は、パートナーシップ制度で可能だと促すための取組というのもしつなかなと思うのですが、その点に関して、危機管理監なのか理事なのか、そういう観点も必要なのかなと思ひまして。逸脱してるかもしれないのですが。

【総務部危機管理監（兼）広報監（伊藤真人君）】

総務部危機管理監（兼）広報監（伊藤真人君） すいません、そのパートナー間の安否確認をどういう形でできるかというところが、今ちよつとここで直ちに答えを持っておりませんけれども、いづれ多様性のある社会を尊重していく観点からも、そうした方々でもほかの方々と同じように安否確認も含めて災害時に対応していくことは重要だと思ひますので、どういったことができるかということも丹治理事とも相談しながら、対応を検討してまいりたいと思ひます。

●十四番（宇佐見康人議員） 是非よろしくお願ひします。

もう一点、知事の政治姿勢についてお伺ひします。これまでの取組などをいろいろお話いただきました。ありがとうございます。それで、昨日の答弁の中で、後任の知事に望むものとしてジェンダーレスが基本だという答弁がありました。多様性条例も含めてなのですけれども、ジェンダーレスはどちらかといつたら性別の区分けをなくしていきましようという考えで、今日の報道で男性も女性もどんどん手を挙げればいいという、秋田は女性が知事になればがらつと変わらつと思う、イメージがすぐ良くなるという報道を見たのですが、それはどちらかといつとジェンダーレスではなくてジェンダーフリーの考え方なのかなと。性別的な役割の垣根を越えていけるような人が知事になってほしいというイメージなのかなと思つたのですが、そこら辺に関して再度お伺ひできますでしようか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君）　ちよつと言い方があまり正確でなかったかもしれない。私自身は、いわゆる固定概念にとらわれずということで、あまり性の問題はそれは別にして、人間誰でも権利がありますので、そういう意味で、逆に言えばジェンダーフリーと取ってもいいです。いずれ固定概念にとらわれず、人間であれば、被選挙権があれば、どういう方でも手を挙げる事ができますので。そういう方がいっぱい出てきますと、選択の幅が広がりますので。これはあくまでも基本として、私が、こうでなければならぬというのではなくて、そういう考えがこれから普通ではないかという意味で言ったわけです。

●副議長（鈴木健太議員）　十四番宇佐見康人議員の質問は終わりました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十七分散会